総務財政委員会 令和2年7月15日

区民部 資料 1 番

所 管 戸籍住民課

区民部

2020



事業概要



令和2年7月発行

目 次

1	区民	が組織図・	• • •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	• •	• •	• 1
2	区民	部の事務分掌	• •	• •		• • •			• • •		• •	• •	. 2
3	令和	元年度 重要事	業の取	組成	果	•	• • •			• • •	• •	• •	• 7
4	令和	2年度 区民部	の取り	組み	につ	いて	•	• •			• •	• •	• 13
5	令和	2年度 当初予	算額	•	• •	• •					• •	• •	• 18
6	各課(の事務事業		• •			• •						• 19
(1)	戸籍住民課											• 19
	Ι	戸籍関係事務											• 19
	П	住民基本台帳、	印鑑証	明等	関係	系事 務	;						• 19
	Ш	住居表示関係事	下務										• 24
	IV	郵送請求関係事	豚										• 25
	\mathbf{v}	外国人住民関係	系事務										• 25
	VI	参考資料											• 27
(2)	課税課 • •											• 33
·	I	特別区民税											• 33
	П	軽自動車税											• 34
	Ш	特別区たばこ和	兑 •										• 34
	IV	入湯税・・・	• • •										• 35
	\mathbf{V}	その他の事務											• 35
	VI	参考 ・・・											• 35
(3		納税課・・											• 36
` -	Í	特別区民税の収	又納状剂	Į.									• 36
	П	収納事務	• •	• •									• 36
	Ш	納税意識の啓発	¥.										• 37
(4		国保年金課	- • • •										• 38
` -	Í	管理事務											• 38
	Π	国保保健事業打	旦当事系	Ç									. 39
	Ш	国保資格事務	, ,	•									• 40
	IV	国保給付事務											41
	V	国保料収納事務	答 •										• 43
	VI	後期高齢者医療		務									
		後期高齢者医療											• 45
		後期高齢者医療											
	IX	国民年金事務	•	• • •									
7		におけるマイフ	ナンバー	-法~	への対	动态							
	4HI		· •	,,,	- /	J, J							0
*	ピック	クス 特別定	額給付	金給	付事	業							• 30

区民部組織図 1

令和2年6月1日現在

<u>部 名</u>		<u>課 名</u>		係名·担当係長名 及	び職員	配置数
区民部 327人 参事(東京都後		戸籍住民課 副参事	90人	——経営計画担当係長 ——戸籍住民担当係長	5人 78人	(10人)
罗 (東京都後 期高齢者医療広 域連合派遣) 1人		(システム担意 副参事 (特命担当)		管理係	6人	
(再任短時間・ 行政サービス支 援員含む総計)		課税課	72人 ——	——課税担当係長	71人	(4人)
351人		納税課	70人	——収納推進担当係長	69人	(5人)
		国保年金課	92人	国保料収納担当係長 国保年金システム担当係長	16人 4人	
			_	──国保保健事業担当係長 ──管理係 ──国保資格係	2人 6人 11人	(1人)
		後期高齢者図	医療	国保給付係	12人	(2人)
	担当課長	長 1人		22人 18人		
						(23人)

[※]部名、課名の数字については、部課長を含む。 ※後期高齢者医療担当課長は国保年金課長が兼務のため、部名の数字に計上していない。

^{※()}内の人数は、再任用短時間、行政サービス支援員の人数で外数。

2 区民部の事務分掌

戸籍住民課

経営計画担当係長

- (1) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関すること。
- (2) 部の事務事業の改善に関すること。
- (3) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関すること。
- (4) 部の事業に係る調査・研究に関すること。
- (5) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関すること。

戸籍住民担当係長

- (1) 戸籍及びその他付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (2) 戸籍の届出に関すること。
- (3) 埋火葬許可及びその総括に関すること。
- (4) 人口動態統計に関すること。
- (5) 身分登録等の記録に関すること。
- (6) 戸籍の附票に関すること。
- (7) 戸籍の記録事項証明等の交付に関すること。
- (8) 住民基本台帳、印鑑及びその付帯事務の調整及び専門的指導に関すること。
- (9) 住民基本台帳の届出の処理及び住民票の写し等の交付に関すること。
- (10) 印鑑の登録及び証明に関すること。
- (11) 身分証明その他の証明に関すること。
- (12) 税証明に関すること。
- (13) 郵送請求による戸籍、住民基本台帳等の証明に関すること。
- (14) 住民異動に伴う児童生徒の就学に関すること。
- (15) 住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証に関すること。
- (16) 住民異動に伴う国民年金被保険者の届け書の受付に関すること。
- (17) 住民異動に伴う介護保険被保険者の届け書の受付に関すること。
- (18) 平日夜間、日曜日及び土曜日の窓口業務に関すること。
- (19) 区民部保有の区民情報系システム更改及び情報化推進に関すること。
- (20) 戸籍住民課保有システム全般の運営及び保守に関すること。
- (21) 住民基本台帳ネットワークに関すること。
- (22) 通知カード及び個人番号カードに関すること。
- (23) 公的個人認証に関すること。
- (24) 大田区マイナンバーカードセンターの管理運営に関すること。
- (25) 住居表示に関すること。
- (26) 新たに生じた土地の確認並びに町区域・街区の新設及び変更に関すること。
- (27) 特別永住許可及び特別永住者証明書に関すること。
- (28) 在留カードに関すること。

- (29) 外国人住民に係る事務の調整及び指導に関すること(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に関する事務に限る。)。
- (30) 外国人住民に係る法務省との情報連携に関すること。

管理係

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関すること。
- (3) 他部及び部内他課との連絡調整に関すること(他係に属することを除く。)。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 議会に関する部の総括に関すること。
- (6) 部内他課及び課内他係に属しないこと。

課 税 課

課税担当係長

- (1) 特別区民税・都民税(個人)に係る次の事務
 - ア課税に関すること。
 - イ検税に関すること。
 - ウ 再調査に関すること。
 - エ 更正に関すること。
- (2) 区税の財源調査及び統計に関すること。
- (3) 特別区民税・都民税(個人)及び軽自動車税の減免に関すること。
- (4) 都民税(個人)徴収取扱費に関すること。
- (5) 原動機付自転車等の登録及び廃車に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (7) 税証明に関すること。
- (8) 手数料収納(弁償金を含む。)に関すること。
- (9) 当初賦課に関連する事務に関すること。
- (10) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (11) 特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- (12) 税制に関すること。
- (13) 税務システムに関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- (14) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (15) 課税事務の企画及び調整に関すること。
- (16) 当初賦課事務に係る計画調整に関すること。
- (17) その他課税事務全般に関すること。
- (18) 課内他係に属しないこと。

納税課

収納推進担当係長

- (1) 収納事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 納付案内センターに関すること。
- (3) 税務システム及び収納支援システムに関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- (4) 税務情報に係る連絡調整に関すること。
- (5) 課の統計事務に関すること。
- (6) 納税貯蓄組合に関すること。
- (7) 徴収金の検収及び払込みに関すること。
- (8) 受託証券管理に関すること。
- (9) 郵送分収受に関すること。
- (10) 窓口収納に関すること(国保料に関することを含む。)。
- (11) 納税証明に関すること。
- (12) 手数料収納に関すること。
- (13) 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (14) 欠損処分に関すること。
- (15) 特別区民税・都民税 (個人) 及び軽自動車税に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 特別徴収分の過不足調査に関すること。
 - ウロ座振替に関すること。
 - エ 督促及び催告に関すること。
 - オ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - カ 特別徴収から普通徴収への異動に関すること。
 - キ 特別徴収分の納期の特例に関すること。
 - ク 退職分離課税分の徴収に関すること。
 - ケ 滞納処分に関すること。
 - コ 徴収の猶予に関すること。
 - サ 執行停止に関すること。
- (16) 現年度収納対策に関すること。
- (17) 国民健康保険料、後期高齢者医療の保険料、介護保険料及び保育料に係る特別滞納 整理業務に関すること(他部課に属するものを除く。)。
- (18) 差押財産の公売に関すること。
- (19) 交付要求 (更生会社及び破産会社を含む。) に関すること。
- (20) 課の庶務に関すること。

国保年金課

国保料収納担当係長

- (1) 国民健康保険料に係る次の事務
 - ア 収納及び消込みに関すること。
 - イ 口座振替に関すること。
 - ウ 督促及び催告に関すること。
 - エ 過誤納金の充当及び還付に関すること。
 - オ 徴収猶予に関すること。
 - カ 執行停止に関すること。
 - キ 財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
 - ク 交付要求に関すること。
 - ケケ類処分に関すること。
 - コ 徴収嘱託及び受託に関すること。
- (2) その他徴収金に関すること。

国保年金システム担当係長

(1) 国民健康保険・国民年金システムに関すること(他の主管に属するものを除く。)。

国保保健事業担当係長

(1) 特定健康診査及び特定保健指導並びにその他国民健康保険の保健事業に関すること。

後期高齢者医療担当係長

- (1) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること。
- (2) 後期高齢者医療の被保険者証の交付に関すること。
- (3) 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の交付に関すること。
- (4) 後期高齢者医療被保険者の短期証及び資格証明書の交付に関すること。
- (5) 後期高齢者医療被保険者の一部負担金の減免及び徴収猶予に係る申請の受付並びに一部負担金減免等証明書の引渡しに関すること。
- (6) 後期高齢者医療の保険給付に係る申請の受付に関すること。
- (7) 後期高齢者医療の葬祭費に関すること。
- (8) 後期高齢者医療の保健事業に関すること。
- (9) 後期高齢者医療の健康診査に関すること。
- (10) 後期高齢者医療の保険料の賦課及び減免に係る届出及び申請の受付に関すること。
- (11) 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (12) 後期高齢者医療保険料の督促及び催告に関すること。
- (13) 後期高齢者医療保険料の過誤納金の充当及び還付に関すること。
- (14) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予の申請の受付に関すること。
- (15) 後期高齢者医療保険料の執行停止に関すること。
- (16) 後期高齢者医療保険料に係る財産の差押え及び差押財産の公売に関すること。
- (17) 後期高齢者医療保険料の交付要求に関すること。

- (18) 後期高齢者医療システムに関すること。
- (19) 後期高齢者医療の収入(保険料の徴収に関する事務を除く。)及び支出に関すること。
- (20) 後期高齢者医療担当事務の庶務に関すること。

管理係

- (1) 国民健康保険の企画及び統計に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る収入及び支出に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (5) 国民健康保険の証明に関すること。
- (6) 課内他係に属しないこと。

国保資格係

- (1) 国民健康保険の被保険者の資格に関すること。
- (2) 国民健康保険の被保険者証に関すること。
- (3) 国民健康保険の被保険者資格証明書に関すること。
- (4) 国民健康保険料に係る次の事務。
 - ア 賦課に関すること。
 - イ減免に関すること。

国保給付係

- (1) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (2) 国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- (3) 国民健康保険高額療養費資金貸付基金に関すること。
- (4) 国民健康保険出産費資金貸付基金に関すること。

国民年金係

- (1) 国民年金の資格、給付及び保険料に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。
- (2) 特別障害給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。
- (3) 年金生活者支援給付金の支給に係る届出、請求、申請等の受理、審査及び報告に関すること。

3 令和元年度 重要事業の取組成果

1 基本方針

■ 安定した財源の確保

厳しい財政状況が続く中、区政運営を着実に推進していくため、安定した財源の確保を図ります。そのために、基幹財源である特別区税及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料において今年度も適正な賦課決定を行います。収納においてはコンビニ収納など様々な収納の形態を用意し、区民の利便性を高めると同時に、年間の徴収計画に基づく目標管理を徹底し、より一層の収納率の向上により歳入の確保に努めます。

■ 区民の視点にたった利便性のある窓口サービスの提供

区民に信頼される窓口を目指して、さらに正確・迅速・丁寧かつ公平な事務処理及び個人情報保護の 徹底を図ります。そのため、各課の窓口環境の改善や執務体制を工夫・強化していきます。

加えて、証明書発行や行政手続きの電子化推進による利便性向上に向け、マイナンバーカードの交付を推進していきます。

■ 区民の健康維持と医療費適正化の推進

マイナンバーカード申請補助事業の実施や、マイナンバーカードセンターの開設等により交付拡大を 推進していきます。

■ 区民の健康維持と医療費適正化の推進

大田区国民健康保険の保険者として、健康寿命の延伸、医療費の適正化を着実に進め、被保険者の健康を保持増進するためデータヘルス計画に基づく保健事業を推進します。

2 重要事業

庁議指定事務事業

事業名	庁議指定事務事業 歳入確保の推進
事業概要	【特別区民税】 1 取組方針 特別区民税の歳入確保のため、徹底した収納対策を行い、目標収納率を達成します。更なる収納率向上に向けて、早期収納対策を強化し、累積滞納繰越額を縮減します。
	 2 方法・手段等 (1) 方法・手段 ・課の事務運営方針を定め、年度当初に課長から全職員へ説明会を実施し、課全体で組織目標「特別区民税の収納率向上」達成に向けた意識の共有・士気の向上を図ります。 ・早期収納対策として、現年分(普通徴収)については、現年整理班の取組を継続実施します。納付案内センターによる納付勧奨や高額納税者に対する納付管理の徹底、分割納付者の管理強化、夜間・休日相談窓口開設を実施します。
	現年分(特別徴収)については、新係設置により特別徴収対策を強化し、財 産調査に加え差押処分等も実施します。

- ・滞納繰越分については、財産調査の徹底、差押処分、捜索等を積極的に実施 するとともに、慎重に判断しながら不動産公売を行うなど、あらゆる滞納整 理の知識や手法を駆使し、更なる滞納繰越額縮減を図ります。
- ・納付機会の拡充に向けて、金融機関・コンビニ・モバイルレジ等による収納 や口座振替等、収納形態の多様化を図るとともに、令和2年4月開始予定の クレジット収納(モバイルレジ利用)に向けて準備を進め、納付のキャッシュレス化を推進します。
- ・東京都主税局徴収部個人都民税対策課への職員派遣により、滞納整理の専門性を高め、派遣後は職場への知識・ノウハウのフィードバックを図ります。 (2) 体制
- ・現年分(普通徴収)は、現年整理班の体制を維持し、納付案内センター活用 による計画的な収納対策を行うとともに、滞納繰越分を扱う整理班との連携 を強化します。
- ・現年分(特別徴収)は、令和元年度から整理特別徴収班を新設し、課内調整により係の体制を確立します。
- ・引き続き東京都への職員研修派遣制度を活用し、組織間の連携、協力体制を維持します。

【国民健康保険料】

1 取組方針

制度の安定的な運営及び負担の公平性を担保するため、収納率の目標達成を目指します。

30年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされ、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。

2 方法·手段等

- (1) 方法·手段
- ・モバイルレジによる口座振替受付サービスやペイジーシステムによるキャッシュカードでの口座振替登録及び口座振替による全期前納払い等納付の勧奨 強化に努め、原則口座振替制を更に推進します。
- ・口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ、年金特徴等に加え、納付機会を増やすためクレジット収納(モバイルレジ利用)を令和2年度の導入に向け準備を進め、納付環境を整備し歳入確保に取り組みます。
- ・納付案内センターにおける電話・訪問催告や不現住調査等を活用して収納率 向上を図ります。
- ・計画的な財産調査(預金、生命保険、給与等)を行い、滞納世帯の納付能力 を的確に把握して滞納整理を進めます。
- (2) 体制
 - ・納付相談と調査処分当番の体制で効率的な滞納整理に取り組みます。
 - ・納付案内センターとの情報共有を図り、計画的な収納対策を講じます。

【後期高齢者医療保険料】

1 取組方針

後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。

2 方法·手段等

- (1) 方法·手段
- ・口座振替の勧奨を推進します。
- ・国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部を占める 75 歳到達者へ わかりやすい制度の周知を引き続き検討します。
- ・高額滞納者へは、催告を重点的に実施するとともに、少額滞納者へは年度を 通じて、催告を実施します。
- ・短期証交付対象者には、証更新時などに納付相談の機会を拡大していき、悪質な滞納者へは滞納処分を検討します。
- ・口座振替・コンビニ収納・金融機関等に加え、納付機会拡充のためにモバイ ルレジ・クレジット収納の検討を進めます。

(2) 体制

納付案内センターを活用し、令和元年度収納対策方針を策定し、これに基づいた計画的な収納対策を講じます。

元年度の目標			現年分収納率	滞納繰越分収納率
	特別区民税	:	98.85%	49.05%
	国民健康保険料	:	87.48%	19.43%
	後期高齢者医療保険料	:	98.74%	32.20%



取組結果 (元年度実績)	特別区民税 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料	: : :	現年分収納率 99.11% 88.82% 98.94%	滞納繰越分収納率56.99%33.15%26.07%

and Arm. I code		区民税	国保料	後期保険料
取組内容 (元年度実績)	○業務委託による納付勧奨			
	・電話催告件数	49, 920	38, 346	8, 160
	• 訪問勧奨件数	846	1, 585	370
	○□座振替登録			
	• 元年度新規登録件数	2, 748	4, 521	3, 855
	○差押件数 (以下主なもの)	4, 383	752	
	• 預貯金	3, 139	315	
	• 生命保険	243	180	
	・給与	717	208	
	○夜間窓口実施(17 時~20 時)			
	・実施回数	25	25	
	•納付相談件数	101	164	
	• 電話催告件数	1,801	(納付相談に言	含む)
	○休日実施事業			
	・実施回数	9	7	
	・臨戸実施件数	321	-	
	•納付相談件数	82	72	
	・電話催告件数	265	(納付相談に言	含む)
	○モバイルバンキング収納			
	•利用件数	4, 905	2,606	
	○クレジット収納			
	• 利用件数	2, 076	61	

部局重要事務事業

事業名	マイナンバー法への対応
事業概要	住民基本台帳、特別区税、国保、年金、後期高齢者医療制度等の所管業務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携の確実で安定的な運用を実施するとともに、今後検討されている戸籍情報の情報連携等に対応していきます。また、マイナポータルをはじめとする区民生活の利便性向上に寄与するマイナンバーカードの更なる普及を推進します。
元年度の目標	【情報連携の運用】 ○所管業務におけるマイナンバー制度に基づく、各関係機関と情報連携の安定的な運用を実施する。 【法改正を踏まえた対応】 ○戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入やマイナンバーカードを健康保険証として使用可能とする等の法改正への準備・対応を行う。

【交付の推進及び利活用の検討】 ○引続きマイナンバーカードセンターの安定した運営を行う。 (申請補助 2,400 件) ○普及啓発を目的に、OTA ふれあいフェスタ会場等で、出張型申請補助を実施する。 (5回程度) ○カード更新(20歳未満)と電子証明書の更新(20歳以上)手続きを実施するための準備を行う。 ○大田区の人口に対するマイナンバーカードの交付率 20%を目指す。(28,000 枚)



	【情報連携の運用】
取組結果	○所管業務におけるマイナンバー制度に基づく、各関係機関と情報連携の安定的な運
(元年度実績)	用を実施した。
	【法改正を踏まえた対応】
	○戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入に関する情報収集やマイナンバーカ
	ードを健康保険証として使用可能とするためのシステム改修等を行った。
	【交付の推進及び利活用の検討】
	① 大田区マイナンバーカードセンター:延来庁者14,336人、申請補助4,683件
	② 特別出張所や確定申告会場での出前型交付申請補助:延11回、265件
	③ カード更新(20歳未満) : 993件通知発送(85件更新受付)
	電子証明書の更新(20 歳以上):14,050 件通知発送(5,688 件更新受付)
	④ マイナンバーカードの交付: 26, 129 枚、大田区の人口に対する交付率19.9%

事業名	データヘルス計画に基づく保健事業
事業概要	大田区国民健康保険の保険者として、健康寿命の延伸、医療費の適正化を着実に進め、被保険者の健康を保持増進するため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業の実現に向け、「第3期大田区特定健康診査等実施計画」を包含した「大田区国民健康保険第2期データヘルス計画」を策定しました。
元年度の目標	【データヘルス計画の推進】 ① 【特定健康診査】 ・かかりつけ医の検査データ活用による特定健診 300 件 ・人間ドック受診助成 800 件 ・継続未受診者へのアンケート調査を実施、未受診理由の把握。 ・医師会等と連携した受診率向上策を検討。

- ② 特定保健指導
 - ・健康づくり課と特定健康診査の結果説明会の開催等による初回面談について協議。
- ③ 【39 歳以下被保険者の健康診査等】 受診者 200 人
 - ・検査利用後の医療機関受診状況等を検証し、効果的な事業を検討する。
- ④ 【糖尿病性腎症等重症化予防】
 - ・医師会と連携し事業の拡充を図る。対象者60人に拡大。
- ⑤ 医療機関受診勧奨等
 - ・糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診勧奨、介護認定支援者で 健診未受診者に健診受診勧奨を実施 各 100 人 計 300 人
- ⑥ 歯科保健事業
 - ・歯科分析結果を踏まえ、32年度からの事業を検討。
- ⑦【 ジェネリック医薬品利用促進】 42,000 件発送
 - ・利用差額通知を毎月発送。ジェネリック医薬品普及率目標80%。
- ⑧ 【適正な受診・服薬の促進】 保健指導20人
 - ・重複服薬、多剤服薬者へ保健指導の案内通知、行動変容を促す保健指導の実施
 - ・薬剤師会との連携を検討していく。
- ⑨ 健康づくりの取組支援
 - ・全区民へ拡大する健康ポイント事業の有効な取り組みを検討する。
- ⑩ その他、禁煙への支援、地域包括ケアに係る取組及び広報を活用した情報発信等 について関係課との協議、被保険者へのPRを実施。

(事業評価)

各保健事業について、進捗状況や評価結果から年度ごとに PDCA サイクルに基づき、事業評価を行い、計画内容を見直す。中間時点の 2020 年度には進捗確認・中間評価を行う。

(計画期間中間の見直し)

計画前半が30年度~32年度であるため、32年度に見直し作業を行うための準備を進める。



取組結果 (元年度実績)

【特定健康診査】

- ・かかりつけ医検査データ活用方式の特定健康診査 5件
- ・人間ドック受診助成 745 件
- ・継続未受診者を含む被保険者へのアンケート調査 1,691 件
- ・特定健診未受診者受診勧奨 77,525件(3回)

【39歳以下被保険者の健康診査等】

・簡易血液検査キット事業 128人(申込者数148人)

【糖尿病性腎症等重症化予防】

・面接実施者人数 33人

【ジェネリック医薬品利用促進】

・ジェネリック医薬品利用差額通知 41,825 人 (12回) 普及率 72.7%

【適正な受診・服薬の促進】

重複服薬者訪問指導 5人

令和2年度 区民部の取り組みについて

1 基本的考え方

区では、新型コロナウイルスの感染拡大にともなう政府の緊急事態宣言発令を受け、緊急対応として感染拡大防止、区民生活支援及び区内経済対策の取り組みを進めているところです。区民部では、特別定額給付金給付業務の他、安定した財源の確保、区民の健康保持と医療費の適正化など、区民の生活を基礎から支える基幹業務を担っていかなければなりません。同時に、区の行政サービスの大部分が、区民部のデータをもとに提供されており、日々の確実な事務処理の重要性を認識して職務にあたっています。

取り扱う情報は個人情報の塊であり、職員はもとより委託事業者においても、細心の注意 を持って職務にあたるよう、万全の管理体制で臨んでいるところです。

こうした中、日々の業務を着実に行うとともに、部の重要事業を中心に、区民生活のさら なる向上を目指して取り組んでいきます。

2 基本方針

(1) 安定した財源の確保

今般の新型コロナウイルス感染症の影響から、予算編成時と比べ状況は著しく変化していますが、区政運営を着実に推進していくため、安定した財源の確保を図ります。そのために、基幹財源である特別区税及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料において今年度も適正な賦課決定を行います。収納においてはコンビニ収納など様々な収納の形態を用意し、区民の利便性を高めると同時に、年間の徴収計画に基づく目標管理を徹底し歳入の確保に努めます。

(2) 区民の視点にたった利便性のある窓口サービスの提供

区民に信頼される窓口を目指して、さらに正確・迅速・丁寧かつ公平な事務処理及び個人情報保護の徹底を図ります。そのため、各課の窓口環境の改善や執務体制を工夫・強化していきます。

加えて、証明書発行や行政手続きの電子化推進による利便性向上に向け、マイナンバーカードの交付を推進していきます。

(3) 区民の健康維持と医療費適正化の推進

大田区国民健康保険の保険者として、健康寿命の延伸、医療費の適正化を着実に進め、被保険者の健康を保持増進するためデータヘルス計画に基づく保健事業を推進します。

3 重要事業

事業名	歳入確保の推進 (庁議指定事務事業)
事業概要	【特別区民税】 1 方針 特別区民税の歳入確保のため、これまで徹底した収納対策を行うことで、 累積滞納繰越額の大幅な縮減を実現してきました。今般の新型コロナウイ ルス感染症の影響から、予算編成時と比べ状況は著しく変化しており、納 付が困難な方に対して収納猶予等の対応などが必要となることが予想され ます。これらを踏まえ、丁寧な納付相談を通して、収納率向上に向けた取 組みを進めます。
	2 方法・手段等 (1) 方法・手段 ・課の事務運営方針を定め、年度当初に課長から全職員へ説明会を実施し、課全体で組織目標「特別区民税の収納率向上」達成に向けた意識を共有するとともに、納税者の状況に応じた納付相談を目指します。 ・収納対策として、現年分(普通徴収)については、無理のない納付に向け、現年整理班の取組みを継続実施します。納付案内センターによる納付勧奨や高額納税者、分割納付者に対する納付管理、夜間・休日相談窓口開設を実施します。 ・滞納繰越分については、財産調査の徹底、差押処分や捜索等を慎重に判断しながら実施するとともに、不動産公売を行うなど、あらゆる滞納整理の知識や手法を駆使しつつ、丁寧な対応により滞納繰越額縮減を図ります。 ・納付機会の拡充に向けて、金融機関・コンピニ・モバイルレジ等による収納や口座振替等、収納形態の多様化を図るとともに、令和2年4月よりクレジット収納(モバイルレジ利用)を開始し、納付のキャッシュレス化を更に推進します。 ・東京都主税局徴収部個人都民税対策課への職員派遣により、滞納整理の専門性を高め、派遣後は職場への知識・ノウハウのフィードバックを図ります。 (2) 体制 ・普通徴収現年分は、現年整理班の体制を課内調整により強化し(2名増)、納付案内センター活用による計画的な収納対策を行うとともに、滞納繰越分を扱う整理班との連携を強化します。 ・特別徴収現年分は、令和元年度新設した整理特別徴収班を中心として、収納対策に取り組みます。 ・引き続き東京都への職員研修派遣制度を活用し、組織間の連携、協力体制を維持します。

【国民健康保険料】

事業概要

1 取組方針

制度の安定的な運営及び負担の公平性を担保するため、収納率の目標達成を目指します。

平成 30 年度の制度改革により法定外繰入を段階的に削減・縮小していくとされ、東京都国保運営方針を踏まえ、目標値は毎年見直していきます。

新型コロナウイルスの影響を受け、納付が困難な世帯に対しては、その状況 に十分配慮して納付相談を行っていきます。

2 方法·手段等

(1) 方法·手段

- ・モバイルレジによる口座振替受付サービスやペイジーシステムによるキャッシュカードでの口座振替登録及び口座振替による全期前納払い等納付の勧 奨強化に努め、原則口座振替制を更に推進します。
- ・口座振替、コンビニ収納、金融機関、モバイルレジ、年金特徴等に加え、納付機会を増やすため令和2年度からクレジット収納(モバイルレジ利用)を 導入し、納付環境の整備と歳入確保に取り組みます。
- ・納付案内センターにおける電話・訪問催告や不現住調査等を活用して収納率 向上を図ります。
- ・計画的な財産調査(預金、生命保険、給与等)を行い、滞納世帯の納付能力 を的確に把握して滞納整理を進めます。

(2) 体制

- ・納付相談と調査処分当番の体制で効率的な滞納整理に取り組みます。
- ・納付案内センターとの情報共有を図り、計画的な収納対策を講じます。

【後期高齢者医療保険料】

1 取組方針

後期高齢者医療保険料収納対策として、制度の安定的な運営及び被保険者間の負担の公平性を担保するため、現年度分及び滞納繰越分の収納率の目標達成を目指します。特に、年金生活者の多くは、滞納に陥ると支払いの継続が困難になるため、早期に収納対策に取り組み、滞納を繰り越さないよう、現年度分の徴収を重点的に行います。

新型コロナウイルスの影響を受け、納付が困難な方に対しては、その状況に 十分配慮して納付相談を行っていきます。

2 方法·手段等

方法·手段

- ・口座振替の勧奨を推進します。
- ・国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行が大部を占める 75 歳到達者 へわかりやすい制度の周知を引き続き検討します。
- ・高額滞納者へは、催告を重点的に実施するとともに、少額滞納者へは年度を 通じて、催告を実施します。
- ・短期証交付対象者には、証更新時などに納付相談の機会を拡大していきます。

	 ・口座振替・コンビニ収納・金融機関等に加え、納付機会拡充のため令和2年度から導入のモバイルレジ及びクレジット収納(モバイルレジ利用)も円滑に進めていきます。 ・財産調査(預金等)により滞納者の納付能力を把握して滞納整理を進めます。 (2) 体制 納付案内センターを活用し、令和2年度収納対策方針を策定し、これに基づいた計画的な収納対策を講じます。
今年度の 目標	【特別区民税】 ○特別区民税収納率 現年度分 98. 96. %、滞納繰越分 49. 09%
	【国民健康保険料】 ○国民健康保険料の収納率 現年度分87.74%、滞納繰越分21.72%
	【後期高齢者医療保険料】 ○後期高齢者医療保険料の収納率 現年度分 98.74%、滞納繰越分 32.20%

事業名	マイナンバー法への対応(部局重要事務事業)
事業概要	住民基本台帳、特別区税、国保、年金、後期高齢者医療制度等の所管業務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携の確実で安定的な運用を実施するとともに、今後検討されている戸籍情報の情報連携等に対応していきます。また、マイナポータルをはじめとする区民生活の利便性向上に寄与するマイナンバーカードの更なる普及を推進します。
今年度の 目標	【情報連携の運用】 ○所管業務におけるマイナンバー制度に基づく、各関係機関と情報連携の安定的な運用を実施する。 【法改正を踏まえた対応】 ○引き続き、戸籍事務におけるマイナンバー制度の導入やマイナンバーカードを健康保険証として使用可能とするためのシステム改修等を行う。 【交付の推進及び利活用の検討】 ○引続きマイナンバーカードセンターの安定した運営を行う。 (申請補助 6,000 件) ○普及啓発を目的に、確定申告会場等で出張型申請補助を実施する。 (5 回程度) ○大田区の人口に対するマイナンバーカードの交付率 23.7%を目指す。(28,000枚)

事業名	国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業(部局重要事務事業)
事業概要	国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。特に国保加入者の中心層である前期高齢者の特定健診受診率向上や、生活習慣病の発症・重症化予防、健康保持増進・健康意識の向上等に努めます。
今年度の目標	1 データへルス計画の推進 ① 特定健康診査 ・人間ドック受診助成 1,000 件 ・継続未受診者へのアンケート調査を実施、未受診理由の把握 20,000 件 ・はがき勧奨 54,000 件 ・医師会等と連携した受診率向上策を検討。 ② 特定保健指導 ・健康づくり課と面談の手法について検討する。 ③ 【39 歳以下被保険者の健康診査等】 受診者 200 人 ・検査利用後の医療機関受診状况等を検証し、効果的な事業を検討する。 ④ 【糖尿病性腎症等重症化予防】 ・医師会と連携し事業の拡充を図る。対象者 40 人 ⑤ 医療機関受診制奨等 ・ 糖尿病治療中断者、健診異常値放置者への医療機関受診制奨(各 100 件程度)。 ・介護認定要支援者で健診未受診者に健診受診勧奨(100 件)を実施。 ⑥ 歯科保健事業 ・ 歯科分析結果を踏まえ、R3 年度からの事業を検討。 ② 【ジェネリック医薬品利用促進】 36,000 件発送 ・ 利用差額通知を毎月発送。ジェネリック医薬品普及率目標 80%。 ③ 【適正な受診・服薬の促進】 保健指導の2 人 ・ 重複服薬、多剤服薬者へ保健指導の2人 ・ 重複服薬、多剤服薬者へ保健指導の案内通知、行動変容を促す保健指導の実施・薬剤師会と連携した取組みの検討。 ③ 健康づくりの取組支援 ・全区民へ拡大する健康ボイント事業への支援。 ④ その他、禁煙への支援、地域包括ケアに係る取組及び広報を活用した情報発信等について関係課との協議、被保険者へのPRを実施、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施への支援。 「事業評価) 各保健事業について、進捗状況や評価結果から年度ごとに PDCA サイクルに基づき、事業評価を行う。
	(計画期間中間の見直し) 計画前半が30年度~R2年度(32年度)であるため、R2年度に中間見直しを行う。

令和2年度 当初予算額

<一般会計歳入> 単位:千円

款	2年度	元年度	増減
特別区税	77, 108, 713	75, 301, 258	1, 807, 455
特別区民税	72, 177, 807	70, 378, 486	1, 799, 321
軽自動車税	328, 241	319, 825	8, 416
特別区たばこ税	4, 588, 933	4, 589, 165	-232
鉱産税	0	1	-1
入湯税	13, 732	13, 781	-49
使用料及び手数料	173, 171	166, 983	6, 188
総務手数料	173, 171	166, 983	6, 188
国庫支出金	862, 017	855, 982	6, 035
福祉費負担金	733, 464	762, 949	-29, 485
総務費補助金	122, 324	87,081	35, 243
総務費委託金	6, 229	5, 952	277
都支出金	3, 833, 151	3, 831, 986	1, 165
福祉費負担金	2, 416, 527	2, 438, 541	-22, 014
総務費委託金	1, 416, 624	1, 393, 445	23, 179
繰入金	1	1	0
国民健康保険高額療養費資金貸付基		_	_
金繰入金	0	0	0
国民健康保険出産費資金貸付基金繰入金	0	0	0
後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0
諸収入	133, 241	250, 075	-116, 834
延滞金、加算金及び過料	121, 363	248, 945	-127, 582
特別区預金利子	2	2	0
滞納処分費	1	1	0
弁償金	58	68	-10
納付金(保険料)	11, 028	125	10, 903
雑入	789	934	-145
合 計	82, 110, 294	80, 406, 285	1, 704, 009

<一般会計歳出>

単位:千円 2年度 元年度 増減 総務費 1, 673, 678 1,679,771 -6, 093 総務管理費 5,892 0 5,892 区民費 850,011 800, 548 49, 463 徴税費 817, 775 879, 223 -61, 448 福祉費 14, 840, 487 14, 980, 055 -139, 568 社会福祉費 6,681,056 7, 026, 474 -345,418高齢福祉費 8, 159, 431 7, 953, 581 205,850 16, 514, 165 16, 659, 826 -145, 661

※職員人件費・時間外勤務手当は含んでいない。

6 各課の事務事業

2年度予算額は当初予算額で表しています。

(1) 戸籍住民課

I 戸籍関係事務 (根拠法令…戸籍法)

概要 ○戸籍に関する届出の受付及び各種証明書の発行事務を行う。

- ○諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整を行う。
- ○戸籍に関する統計、埋火葬許可等付帯事務を行う。
- ○平成19年1月から新戸籍システムを稼動させ、戸籍事務等を行っている。

◆戸籍とは

戸籍とは親子、夫婦など個人の身分関係を登録・公証するもので、一組の夫婦とこれと氏を同じくする子が記載されている。この戸籍のある場所を本籍という。登録は戸籍に関する届出等により、公証は戸籍全部・個人事項証明書等の発行により行われる。戸籍全部・個人事項証明書等の発行は、本籍地の役所で発行することとなっているが、平成30年2月から、大田区に本籍がある大田区民は、戸籍全部・個人事項証明書のコンビニ交付が利用できることとなった。

戸籍の証明手数料

証明の種類	内容	手数料	請求者
戸籍全部・個人事項証明 書 (謄本・抄本)	戸籍記載者全員(一部) の写し	450円	戸籍に記載されている本人かその
除籍全部・個人事項証明 書 (謄本・抄本)	除籍記載者全員(一部)の写し	750円	家族(父母、子、孫、祖父母) それ以外の方が請求する場合は問
改製原戸籍謄(抄)本	改製された戸籍の全部(一部) の写 し	750円	合せが必要
戸籍全部・個人事項証明 書(コンビニ交付、現在 戸籍のみ)	戸籍記載者全員(一部) の写し	400円	マイナンバーカードを所持し、大 田区に住民登録および本籍がある 方
戸籍届出書の受理証明書	戸籍が受理されたことの証明 *上質紙	350円 ※ 1,400円	届出人
身分証明書		300円	本人 *本人以外の場合は承諾書 か委任状が必要

Ⅱ 住民基本台帳、印鑑証明等関係事務 (根拠法令…住民基本台帳法、大田区印鑑条例)

概要 ○住民基本台帳、印鑑登録に関する申請等の受付、各種証明事務を行う。

- 住民異動届、印鑑登録申請等の受付
- ・戸籍全部・個人事項証明書 (謄抄本)、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書、 住所異動に伴う国民健康保険証・就学通知書等の交付
- ○諸帳簿の管理及び法令等の研究・連絡調整、住民基本台帳に関する統計等付帯事務を行う。
- ○住民基本台帳ネットワークシステムの運用管理を行う。
 - ・ 広域交付住民票の交付等
- ○マイナンバーカード関連事務を行う。
- ○公的個人認証サービス事務を行う。
 - ・官公庁に対する電子申請(国税申告、社会保険関係等)を行うためのマイナンバーカード に付帯する電子署名の提供
- ○D・V (ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー被害者に対する支援措置事務を行う。

- ○電子申請サービス事務を行う。
 - ・住民票の写し交付申請、住民票記載事項証明書交付申請、住居表示の変更証明申請
- ○平日夜間、土・日曜日窓口を開設する。
 - ・平日午後5時から午後7時まで(祝日、年末年始を除く)、土日午前9時から午後5時まで(年末年始を除く)開設
 - ・現在戸籍全部・個人事項証明書 (謄抄本)、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係証明書の交付及び住民票記載事項証明の認証、住民異動届書及び印鑑登録申請書の受領(平日を間のみ)
- ○パソコン・スマートフォンから、住民票の写し等の交付申請書等の申請書作成を行う。
- ○パソコン・スマートフォンから、転出届、転居届の窓口予約を行う。

◆住民票(住民基本台帳)

子どもの予防接種、小学校への入学、選挙、国民健康保険や国民年金への加入などは、住民基本台帳に記録されることが必要。

届出の種類・期間	ケース	届出に必要なものなど	届出人
転入届 引越から14日以内	区外から大田区に住所を移した	前住所の区市町村が発行した 転出証明書、通知カードまたはマイ ナンバーカード	
転出届 引越の14日前から	区外へ住所を移す	*国民健康保険証、介護保険証、乳 幼児医療証、後期高齢者医療被保険 者証などをお持ちの場合は返却する	本人または世帯主 (*1・2)
転居届 引越から14日以内	区内で住所を移した	通知カードまたはマイナンバーカー ド	(*1•2)
W # * * * P	世帯主が変わった		
世帯変更届 変更があってから14日以内	世帯を別にした		
変交がめってかり14日以内	世帯を一緒にした		

- *1) 届出の際には、届出人本人の確認ができるものが必要。
- *2) 代理人による届出の場合は、「委任状」と代理人の本人確認書類が必要。
- 上記1)、2)ともにマイナンバーカード・運転免許証、保険証、パスポートなど

◆住民票の写し

就職、登記、運転免許証の申請などに使用する、住所に関する証明。

申請時に必要なもの	手数料	申請場所
申請人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証、保険証、パスポートなど)	1通 300円	戸籍住民窓口 各特別出張所

^{*}代理人による申請も可。「委任状」と代理人の本人確認書類が必要。

◆広域交付住民票

住所地以外の区市町村が発行する住民票の写しのことで、本人及び同じ世帯の方の広域交付住民票を取ることができる。

申請に必要なもの	手数料	申請・受取窓口	備考
申請本人のマイナンバーカ	各区市町村	戸籍住民窓口、各特別出	戸籍(本籍、筆頭者)、転出者などの
ード、運転免許証、旅券など	により異な	張所	消除者、転居 (区内の住所変更) 事項
官公署が発行した顔写真付	る(大田区は	※月~金曜(祝日、年末	は記載されない。
きの身分証明書	1 通 300 円)	年始除く) 9時~17時	

^{*}土・日や夜間の申請、郵便での請求も可。

◆印鑑登録

大田区で印鑑登録ができる方は、大田区に住民票がある方。ただし、15歳未満の方と成年被後見人は登録できない(注)。登録は1人1個に限る。印鑑登録証を紛失した場合は、「印鑑登録証と展」を提出し、改めて印鑑の登録が必要。

(注) 成年後見人が同行した場合は、登録できる。

印鑑登録の手続き

手続きする人	登録する印鑑のほかに必要なもの	登録日	申請窓口	備考
本人	次のいずれかの書類 ①官公署発行の免許証、許可証、身分証明書で写真を特殊加工したものや写真にプレスの割印のあるもの(有効期間内のマイナンバーカード・運転免許証、パスポートなど) ②外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 ③区内で印鑑登録している方の保証書(印鑑登録申請書の保証人欄に署名、登録印の押印など)	即日 (申請日)	戸籍住民窓口 各特別出張所	登録する印鑑には、 大きさや印刻文字等 に制限がある。 登録した方には、印 鑑登録証を渡す。
	上記①②③のいずれの書類もない場合は、 本人あてに郵便で回答書を送付。	回答書持参		手数料 100円
代理人	委任状*本人あてに郵便で回答書を送付。	の日		

印鑑登録証明書

申請に必要なもの	手数料	申請、受取窓口
印鑑登録証	300円	戸籍住民窓口、特別出張所

^{*}代理人による申請も可

◆パソコン・スマートフォンから住民票の写し等の交付申請書の作成

区ホームページから、住民票の写し、印鑑登録証明書、転出届、転居届の申請書等をあらかじめ作成ができます。作成された申請書等情報は二次元コード化されます。二次元コードを戸籍住民窓口に提示することにより、申請ができます。特別出張所では取り扱っておりません。

◆パソコン・スマートフォンから転出届、転居届の窓口予約

区ホームページから、転出又は転居の手続きで戸籍住民窓口に来庁する日時を予約することができます。予約完了後に受付番号が送信されますので、戸籍住民窓口で受付番号を提示してください。

予約は、転出届は2週間先まで、転居届は引っ越しが終わった後の日付で予約できます。特別 出張所では取り扱っておりません。

*転出届は、区ホームページから作成することができます。

◆マイナンバーカードによる証明書の交付

マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどで住民票の写しなど証明書 の取得が可能である。利用する場合はマイナンバーカードと数字 4 桁の暗証番号が必要となる。

	交付できる証明書	手数料	交付場所	備考
るコ	住民票の写し	証明書1件	全国のセブン-イレブン、ローソ	サービス提供時間は6時 30 分
る交付	印鑑登録証明書※1	につき 250円	ン(ローソンストア 100 を除く)、	から 23 時まで※ 3
ニェ			ファミリーマート、ミニストップ	
ンス	────────────────────────────────────	証明書1通	等多機能端末機を設置している	サービス提供時間は、平日9時
ストア	全部事項証明書	につき 400円	店舗	から 17 時まで※3
アにお	個人事項証明書			
お け				
マ	住民票の写し	証明書1件	大田区役所本庁舎1階	サービス提供時間は平日8時
イナ	 印鑑登録証明書※1	につき 250 円	大田区マイナンバーカードセン	30 分から 19 時まで、土日 9 時
ンバ	税証明書		ター	から 17 時まで※ 3
力	課税証明書			【カードセンター】
ド	非課税証明書			サービス提供時間は平日9時
対応	納税証明書			から 19 時まで、土日は 9 時か
証明	大田区に住民登録の			ら 17 時まで
証明書交付機	ある住民のみ			
付機				
	戸籍証明書※2	証明書1通		サービス提供時間は平日9時
	全部事項証明書	につき 400円		から 17 時まで※ 3
	個人事項証明書			

- ※1 印鑑登録証明書を取得するためには事前に窓口で印鑑登録が必要。
- ※2 大田区に住民登録及び本籍のある住民のみ
- ※3 祝日及び12/29~1/3の年末年始、システムメンテナンス日は利用できません。

◆個人番号通知書

出生・国外転入等によりマイナンバーが新規付番となった場合は、異動届出をした日から3週間程度で個人番号通知書が世帯主宛てに簡易書留で発送となる。

【参考】通知カード(紙製のカード)(令和2年5月25日廃止)

制度廃止後も通知カードに記載されている氏名、住所、性別、生年月日が住民票と一致している場合に限り、個人番号を証する書類として使用できる。

◆マイナンバーカード(顔写真付きのカード)

マイナンバーカードの申請は、郵送、パソコン等から申請できる。

交付申請書は、戸籍住民課、特別出張所、マイナンバーカードセンターに本人確認できるもの を持参し、受け取ることができる。

住所・氏名等に変更があった場合は、変更後の交付申請書を使用する。

マイナンバーカードが出来上がった後に、区役所から住所地宛に通知書兼照会書を送付する。

マイナンバーカードの申請から受取まで $1\sim2$ か月程度かかり、事前に交付場所及び日時を予約の上、必要書類を持参して受け取る。

マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日まで(20歳未満の場合は5回目の誕生日)。外国籍の住民で在留期間に定めのある場合は、在留期間の満了日まで。

◆マイナンバーカード申請補助事業

戸籍住民課又はマイナンバーカードセンターにて、マイナンバーカードの作成を希望する方の 顔写真を撮影し、インターネットを使用して申請までお手伝いする申請補助事業を実施。平日及 び土日(第三週目の土曜及び翌日曜日除く)の午前9時から午後4時30分(マイナンバーカード センターは、平日は午後6時30分)まで。

申請補助事業を利用する場合は、前日までに予約が必要。

【予約先】大田区マイナンバーコールセンター

0570-03-3370 (平日午前9時から午後5時まで)

◆その他のマイナンバーカードの手続き

届出	手続に必要なもの	申請窓口	備考
紛失	右記に連絡	マイナンバーカード	自宅以外で紛失した場合は、警察へ
(一時停止)		総合フリーダイヤル	遺失物届を行う。
		(0120-95-0178)	
発見	発見したマイナンバーカー	戸籍住民窓口、マイ	
(一時停止解除)	ドと本人確認できるもの(運	ナンバーカードセン	
	転免許証、健康保険証等)	ター	
再交付	本人確認できるもの(運転免	戸籍住民窓口、特別	新しいマイナンバーカードの交付時
	許証、健康保険証等)	出張所、マイナンバ	に再交付手数料 1000 円かかる。
		ーカードセンター	
暗証番号の再設定	マイナンバーカード	戸籍住民窓口、特別	原則手続きできるのは本人のみ。代
※ 1		出張所、マイナンバ	理人の場合は事前に問合せが必要。
		ーカードセンター	
有効期限の変更	マイナンバーカードと新し	戸籍住民窓口、マイ	マイナンバーカードの有効期限まで
(外国人住民)	い在留カード	ナンバーカードセン	に来庁が必要。
		ター	

※1 住民基本台帳用、券面事項入力補助用及び利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4ケ タ)は3回連続、署名用電子証明書の暗証番号(英数字6ケタ以上16ケタ以下)は5回連続 で入力を誤った場合、ロックがかかる。

◆公的個人認証サービス

インターネットを使って行政機関へ電子申請をする際に本人確認の手段となる電子証明書を提供するもの。事前にマイナンバーカードの取得が必要で、マイナンバーカードには電子証明書は I C チップに標準搭載される。電子証明書の有効期限は発行から5回目の誕生日までとなる。原則手続きできるのは本人のみ。代理人の場合は事前に問い合わせが必要。なお、5回連続で暗証番号を誤った場合、ロックがかかる。

◆大田区マイナンバーカードセンター

区民へのマイナンバーカードの普及啓発による交付拡大と、増加するマイナンバーカード関連 事務へ迅速に対応することにより、区民の利便性向上を目指し開設した。JR 大森駅から徒歩1分 という好立地に加え、平日夜間や土日も窓口を開くことで、より多くの区民の方にマイナンバー カードを利用していただく環境を提供していく。

- ・所在地:東京都大田区山王二丁目3番7号 大森まちづくり推進施設1階
- ・開庁時間:平日 午前9時から午後7時まで(受付は18時30分まで)

土日 午前9時から午後5時まで(受付は16時30分まで)

(第三土曜日とその翌日の日曜日、祝日、年末年始を除く)

・サービス内容:

マイナンバーカードの交付等 マイナンバーカード申請補助事業等 その他のマイナンバーカードの手続き マイナンバーカード対応証明書交付機

Ⅲ 住居表示関係事務 (根拠法令…住居表示に関する法律)

概要 ○新築家屋の住居表示番号を付定し、住居番号表示板を交付する。

- ○住居表示変更証明書を交付する。
- ○街区符号表示板の整備を行う。
- ○街区の変更、街区案内板の管理を行う。

住居表示実施状況等(令和2年4月1日現在)

全面積	60.83 k m²	*注1
公有水面	0.65 km^2	
市街地面積	60.83 k m²	*注1
住居表示実施面積	59.87 k m²	*注1
住居表示未実施面積	0.96 k m²	*注2
総町丁目数	216 町丁目	*注1
総街区数	6,173 街区	*注1

注1) 大田区中央防波堤埋立地 (1.03 k ㎡) は不算入

注2) 住居表示未実施地域 羽田空港三丁目(D滑走路)

街区案内板数(令和2年4月1日現在)

街区案内板	6 基
-------	-----

令和元年度街区案内板。街区符号表示板設置状况等

街区案内板の増設・撤去	(撤去)	3 基
新築家屋の住居表示番号付定		2167 件
住居表示変更証明書の交付		169 件

Ⅳ 郵送請求関係事務 (根拠法令…戸籍法、住民基本台帳法)

概要 ○郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等の交付を行う。

*請求先 〒144-8621 蒲田 5-13-14

大田区役所戸籍住民課郵送担当 電話 5744-1233 (戸籍関係)

電話 5744-1676 (住民票関係)

*請求方法 請求者の住所、氏名(署名又は記名押印)、続柄、日中の連絡先電話番号のほか、次の必要事項を明記の上、①手数料(定額小為替又は現金書留)と②返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付したもの)③本人確認書類(免許証、保険証などの写し)を同封する。*大田区の戸籍で続柄が確認できない時は、関係戸籍(写し)の添付が必要な場合がある。また、別世帯の家族又は第三者が請求する場合は、委任状(権利行使及び義務履行等の正当

なお、返送先は請求者の住民登録地が原則となる。

請求するもの	必要事項
戸籍全部·個人事項証明書 (謄本·抄本)	①本籍 ②筆頭者(戸籍の一番初めに記載されている方) ③全部・個人の別 (個人の場合は必要な方の氏名) ④通数 ⑤使用目的等
	①住所 ②世帯主 ③世帯全員または一部(必要な方の氏名) ④続柄、本籍地記載の有無 ⑤通数 ⑥使用目的等

な利害関係のある場合は利害関係のわかる関係書類)の添付が必要となる。

V <u>外国人住民関係事務</u> (根拠法令…住民基本台帳法、出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)

概要 ○特別永住者に関する特別永住許可事務を行う。

- ・特別永住許可の申請
- ○中長期在留者等に関する市区町村在留関連事務を行う。
- 特別永住者証明書の有効期間更新、再交付申請等の受付
- ・特別永住者証明書の交付
- ・中長期在留者等の住居地届出の受付
- ○法務省との情報連携を行う。
- ・外国人住民の氏名、国籍等の変更や在留資格の変更等の住基法第 30 条の 50 通知の住民記録 への反映
- ・外国人住民の住居地届出に係る市町村通知の送付
- ○法務省との連絡調整を行う。
- ○特別出張所窓口との連絡調整を行う。

◆住民票が作成される外国人

在留の区分	有効期間
(1)中長期在留者	在留期間が3か月を超える者に在留カードが交付される(*注)。 一例:永住者、技術・人文知識・国際業務等の就労資格、留学、日本人の配偶者等、定住者、特定活動他 (*注)在留資格が短期滞在・外交・公用の者、3か月以下の在留期限が決定された者、仮放免者、在留資格の無い者は、中長期在留
(2)特別永住者	者に該当せず住民票の対象外となる。 終戦前から引き続き本邦に在留している者で、日本国との平和条約 の発効により日本国籍を離脱した者及びその子孫として本邦で出生 した者に対し、特別永住者証明書が交付される。
(3)一時庇護対象者 又は仮滞在許可者	一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。
(4)出生による経過滞在者 又は国籍喪失による経過滞在者	出生届・国籍喪失届出をした者は、その事由発生年月日から60日は 在留資格を有することなく在留することができる。60日を超えて日本 に在留する者は、事由発生年月日から30日以内に地方出入国在留 管理局に在留資格の取得を申請しなければならない。

[※]外国人住民への住民基本台帳法の適用は、平成24年7月から

◆特別永住者証明書の更新

特別永住者証明書の有効期間が到来する特別永住者に対し、更新勧奨を行う。

年齢	申請期間	必要書類
16歳未満	16歳の誕生日の6か月前から	特別永住者証明書、パスポート(ない場合は不
16歳以上	有効期間満了日(*注)の2か月前から	要)、写真(縦4cm×横3cm)

^{*}従前の外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされるのは、16歳未満のみ。

◆住居地届出に関する手続き

本邦に在留する中長期在留者及び特別永住者は、住居地を定めてから 14 日以内に、市区町村に住居地の届出を行うこととされている。(出入国管理及び難民認定法第 19 条の 7、第 19 条の 8、第 19 条の 9 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 10 条)

届出の種類	届出期間	必要書類
入国したとき	大田区に住居地を定めた日から14日以内	在留カード等、パスポート
	資格変更許可日または大田区に住居地を定め た日から14日以内	在留カード、パスポート
大田区から転出するとき	引越の14日前から	在留カード等
大田区に転入するとき	引越から14日以内	転出証明書、在留カード等
大田区内の転居	引越から14日以内	在留カード等

^{*}特別永住者証明書の交付は、申請から概ね2週間を要する。

VI 参考資料

【戸籍住民窓口】

平日夜間:午後5時~午後7時まで 土・日曜:午前9時~午後5時まで

取扱窓口一覧

				取扱レ	窓口なる	Ľ		
		戸	籍住民窓	 □	本庁舎	特別出張所		.tot. 6
	内容	通常	夜間	土・ 日曜	宿直室受付	平日	郵送	料金
	戸籍の届出 出生届、婚姻届、離婚届、離婚の 際の氏を称する届、死亡届(埋火 葬許可証の発行)転籍届など*1	0	*20	*20	*20	0		
届出	住民登録の届出 転入届、*3転出届、転居届、世帯変更届など	0	*40			0		
など	印鑑登録	0	*50			0		100円
J	新築届	0						
	特別永住者証明書交付申請など	0						
	外国人住民の住居地届出	0				0		
	マイナンバーカードの手続き	0		0		*80		
	戸籍全部・個人事項証明書(謄本・抄本)	0	* 6 🔾	* 6 🔾		0	0	450円
	除籍謄(抄)本	0				0	0	750円
	改製原戸籍謄(抄)本	0				0	0	750円
	戸籍届書の受理証明	0				0	0	350円
証	身分証明書	0	0	0		0	0	300円
明書	戸籍の附票の写し	0	* 6 🔾	* 6 🔾		0	0	300円
な	住民票の写し	0	*70	*70		0	0	300円
ど	住民票記載事項証明	0	*70	* 7 🔾		0	0	300円
	不在籍・不現住証明書	0				0	0	300円
	印鑑登録証明書	0	0	0		0		300円
	納課税等証明	0	0	0		0		300円
	転出証明書					0	0	

- *1 この他に、認知、養子縁組、養子離縁、氏・名の変更、入籍、分籍、死産などの 届出があります。

- *2 届書のお預かりのみです。翌開庁日以降に届出内容の審査等を行います。
 *3 転出届については、郵送でも取り扱います。
 *4 日本国籍の方の届出のお預かりのみです。通知カードまたはマイナンバーカードの 住所変更は、翌日以降の取扱いになります。
- *5 申請書のお預かりのみです。
- *6 本人、同一戸籍の方からの請求のみ取り扱います。
- *7 本人、同一世帯員(消除者を除く)からの請求のみ取り扱います。
- *8 マイナンバーカードの交付は、火・金曜日、馬込・雪谷・六郷特別出張所で実施

表1

会和元年度手数料

単位・円

11 1 1 1 1 1 X 1 3 X 1 1						十四:11
種類	戸籍住民課	特別出張所	計	30年度計	29年度計	28年度計
戸籍証明	60, 415, 800	33, 643, 350	94, 059, 150	97, 025, 150	97, 367, 650	97, 505, 750
住民基本台帳証明・閲覧	61, 266, 600	59, 915, 700	121, 182, 300	125, 299, 200	126, 691, 200	131, 432, 450
印鑑証明	18, 198, 700	40, 827, 600	59, 026, 300	62, 085, 400	64, 231, 800	69, 531, 800
計	139, 881, 100	134, 386, 650	274, 267, 750	284, 409, 750	288, 290, 650	298, 470, 000

表 2

令和元年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

	171721人人が相相が行う 住私が、「「塩血の「丁」」											
	種類	戸籍住民 課		特	特別出張所		計			30年度	29年度	
	1里块	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	50千尺	23千及
	謄抄本	63, 145	23, 577	86, 722	49, 470	7, 280	56, 750	112, 615	30, 857	143, 472	144, 385	148, 285
戸籍	除籍謄抄本	39, 628	26, 347	65, 975	14, 340	2, 768	17, 108	53, 968	29, 115	83, 083	81, 718	80, 825
厂 村首	受理証明書	6, 141	49	6, 190	1,671	22	1, 693	7, 812	71	7, 883	7, 398	7, 179
	小計	108, 914	49, 973	158, 887	65, 481	10, 070	75, 551	174, 395	60, 043	234, 438	233, 501	236, 289
₩ □	住民票等※1	203, 823	45, 670	249, 493	197, 286	22, 689	219, 975	401, 109	68, 359	469, 468	482, 945	505, 492
住民基本	広域交付住民票	399	0	399	312	0	312	711	0	711	680	625
金本 台帳	閲覧	0	0	0	215	1, 013	1, 228	215	1,013	1, 228	1, 257	1, 261
口吸	小計	204, 222	45, 670	249, 892	197, 813	23, 702	221, 515	402, 035	69, 372	471, 407	484, 882	507, 378
	登録	12, 325	32	12, 357	15, 219	81	15, 300	27, 544	113	27, 657	28, 340	28, 223
印鑑	廃止届出等	0	2, 135	2, 135	0	4, 108	4, 108	0	6, 243	6, 243	6, 518	6, 500
⊢□≖	証明	56, 554	84	56, 638	131, 019	477	131, 496	187, 573	561	188, 134	197, 876	217, 280
	小計	68, 879	2, 251	71, 130	146, 238	4, 666	150, 904	215, 117	6, 917	222, 034	232, 734	252, 003
	計	382, 015	97, 894	479, 909	409, 532	38, 438	447, 970	791, 547	136, 332	927, 879	951, 117	995, 670

※1:住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む

表 3

本籍数 (令和2年4月1日現在)

. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
戸籍	本籍数	本籍人口
ノ ・	282, 667	657, 673
平成31年4月1日	281, 794	658, 021
平成30年4月1日	281, 051	658, 181

表 4

令和元年度戸籍処理件数

	-11 //V
種別	件数
新戸籍編製	6, 269
戸籍全部消除	5, 411
再製・補完	1
その他	35
人口動態調査*	18, 115
計	29, 831
30年度計	28, 840
29年度計	29, 268

*出生、死亡、婚姻、離婚、死産

表 5

令和元年度戸籍届出件数

種 類		受 理		送付	計
1里 規	本籍人	非本籍人	小計	达刊	рl
出生	2,670	2, 470	5, 140	2, 274	7, 414
死亡	4, 205	2, 384	6, 589	2, 957	9, 546
婚姻	3, 448	1,580	5, 028	3, 739	8,767
離婚	1,073	191	1, 264	596	1,860
転籍	1, 982	23	2,005	1,818	3,823
その他	2, 355	426	2, 781	1, 244	4,025
計	15, 733	7,074	22, 807	12, 628	35, 435
30年度計	15, 436	7, 085	22, 521	12, 127	34, 648
29年度計	15, 663	7, 109	22, 772	12, 395	35, 167

	带、人口、印		人口		国人住民含む
特別出張所	世帯数	男	女	計	印鑑登録数
l 	(世帯)	(人)	(人)	(人)	(件)
大森東	10, 569	10, 496	9, 375	19, 871	10, 991
大森西	35, 036	30, 746	29, 829	60, 575	32, 634
入新井	23, 722	21, 132	20, 874	42, 006	22, 538
馬込	30, 702	28, 161	28, 833	56, 994	30, 055
池上	24, 492	22, 509	23, 352	45, 861	25, 683
新井宿	11, 551	10,826	10, 983	21, 809	12, 426
嶺町	13, 823	12, 441	14, 009	26, 450	14, 599
田園調布	10, 499	10, 058	11,610	21, 668	13, 049
鵜の木	14, 362	12, 329	13, 782	26, 111	14, 511
久が原	13, 719	14, 183	14, 994	29, 177	16, 661
雪谷	31, 365	30, 199	32, 641	62, 840	34, 119
千束	13, 661	11,673	13, 343	25, 016	13, 511
糀谷	22, 196	19, 247	20, 314	39, 561	21, 366
羽田	21, 743	19, 664	19, 763	39, 427	21, 923
六郷	35, 849	35, 121	33, 643	68, 764	38, 965
矢口	22, 756	20, 958	22, 267	43, 225	24, 367
蒲田西	36, 105	32, 609	30, 137	62, 746	34, 115
蒲田東	28, 675	23, 712	22, 315	46, 027	24, 316
計	400, 825	366, 064	372, 064	738, 128	405, 829
平成31年4月1日	394, 754	363, 944	368, 674	732, 618	405, 622
平成30年4月1日	388, 419	361, 497	364, 694	726, 191	404, 394

表 7

令和元年度住民基本台帳届出、処理件数

窓口	届出				職権処理				計		
芯口	転入	転居	世帯変更	転出	小計	記載	消除	修正	転入通知	小計	ĦΓ
戸籍住民課窓口	27, 947	8, 358	2, 424	19, 604	58, 333	4, 268	4, 754	22, 822	32, 823	64, 667	123, 000
郵送請求	0	0	0	3, 087	3, 087	0	0	0	0	0	3, 087
戸籍住民課小計	27, 947	8, 358	2, 424	22, 691	61, 420	4, 268	4, 754	22, 822	32, 823	64, 667	126, 087
大森東	448	313	80	345	1, 186	68	92	138	6	304	1, 490
大森西	1,841	789	175	1, 273	4, 078	132	129	258	9	528	4,606
入新井	1,803	870	247	2,001	4, 921	190	435	407	7	1,039	5, 960
馬込	2,600	690	223	1,849	5, 362	246	306	403	9	964	6, 326
池上	727	530	107	617	1, 981	80	158	220	10	468	2, 449
新井宿	452	392	100	487	1, 431	125	52	114	5	296	1, 727
嶺町	899	483	141	880	2, 403	130	149	179	4	462	2, 865
田園調布	725	145	75	687	1,632	63	31	125	7	226	1, 858
鵜の木	548	315	60	431	1, 354	57	27	100	3	187	1, 541
久が原	571	326	110	499	1, 506	91	15	129	7	242	1, 748
雪谷	1, 192	513	146	1,005	2, 856	177	277	200	9	663	3, 519
千束	1, 378	329	138	1, 162	3, 007	127	49	214	11	401	3, 408
糀谷	1, 114	597	118	821	2, 650	105	105	142	6	358	3,008
羽田	1,032	431	104	794	2, 361	64	59	163	16	302	2, 663
六郷	1, 127	818	161	1, 115	3, 221	165	28	292	8	493	3, 714
矢口	563	380	92	445	1, 480	44	109	162	7	322	1,802
蒲田西	467	410	72	387	1, 336	40	112	159	12	323	1,659
蒲田東	835	550	75	609	2, 069	34	324	149	15	522	2, 591
特別出張所小計	18, 322	8, 881	2, 224	15, 407	44, 834	1, 938	2, 457	3, 554	151	8, 100	52, 934
計	46, 269	17, 239	4, 648	38, 098	106, 254	6, 206	7, 211	26, 376	32, 974	72, 767	179, 021
30年度計	45, 168	17,620	4, 492	36, 718	103, 998	6, 499	7, 157	24, 246	33, 048	70, 950	174, 948

表8

令和元年度税証明取扱件数

戸	30年度		
有料	無料	計	計
22, 308	1, 330	23, 638	28, 457

*有料:1件300円

*無料:生活保護受給者、障害者非課税の方

及び年金の申請、児童育成手当申請、

職業安定所への提出等の場合

*課税課、納税課、特別出張所、コンビニ交付分は 課税課の頁を参照

表 9

令和元年度本庁舎戸籍住民課窓口 夜間休日取扱件数

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 L 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	1 //
種類	令和元年度	30年度	29年度
住民票発行	39, 645	38, 540	41, 438
印鑑証明発行	16, 581	16, 649	18, 750
戸籍届出の受付*	5, 001	4, 298	4, 554
税証明書	7,639	8, 038	9,852
現在戸籍証明	9, 442	8, 325	8,643
住民異動届(受領のみ)	3, 981	3, 224	2,972
印鑑登録 (受領のみ)	937	1, 042	1,008
計	83, 226	80, 116	84, 785

^{*}宿直室で受けた届出含む。

トピックス

~特別定額給付金給付事業~

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大 防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金 事業が実施されることになりました。

大田区では、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、一日でも早い給付に努めております。

- ・5月1日(金)から6月21日(日)まで、マイナポータルサイトによるオンライン申 請の受付をしました。
- ・5月15日(金)から、オンライン申請受付分の振込みをしました。
- ・6月1日(月)から、世帯員名を印字した申請書の発送を開始しました。
- ・6月3日(水)から、郵送申請書の受付を開始しました。
- ・6月12日(金)から、郵送申請書受付分の振込みを開始しました。

表10 令和元年度戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等件数

T 们几十尺 厂	相信リケート	上八 示	/ 口が置	<u> 四カイロ</u>	双								
窓口	戸 籍			ſ	主民基本台帕	Ę		印	鑑登	録			計
	謄抄本	除籍謄 抄本	受理 証明等	小計	住民票等 ※1	広域 交付	閲覧	小計	登録	廃止届出等	証明	小計	
戸籍住民課窓口	48, 178	19, 288	6, 004	73, 470	166, 293	399	0	166, 692	12, 357	2, 135	56, 638	71, 130	311, 292
郵送請求	38, 544	46, 687	186	85, 417	83, 200	0	0	83, 200	0	0	0	0	168, 617
戸籍住民課小計	86, 722	65, 975	6, 190	158, 887	249, 493	399	0	249, 892	12, 357	2, 135	56, 638	71, 130	479, 909
大森東	1,620	511	78	2, 209	6, 734	17	60	6, 811	463	157	4, 432	5, 052	14, 072
大森西	3, 494	1,030	192	4,716	16, 350	27	209	16, 586	1, 105	278	8, 222	9, 605	30, 907
入新井	5, 906	1,662	216	7, 784	21, 780	70	146	21, 996	1, 549	376	11, 972	13, 897	43, 677
馬込	4, 382	1, 139	211	5, 732	20, 018	19	125	20, 162	1, 873	404	12, 401	14, 678	40, 572
池上	2, 986	839	82	3, 907	11, 189	16	41	11, 246	724	230	7, 137	8, 091	23, 244
新井宿	2, 304	667	59	3, 030	8, 813	28	35	8, 876	553	192	5, 490	6, 235	18, 141
嶺町	3, 383	902	82	4, 367	12, 577	8	18	12, 603	913	250	8, 554	9, 717	26, 687
田園調布	4, 051	1, 212	78	5, 341	8, 365	2	13	8, 380	687	178	7, 300	8, 165	21, 886
鵜の木	2, 044	638	44	2, 726	8, 181	2	4	8, 187	564	169	5, 264	5, 997	16, 910
久が原	2, 231	508	49	2, 788	8, 341	9	18	8, 368	618	164	6, 402	7, 184	18, 340
雪谷	3, 554	825	84	4, 463	14, 079	13	65	14, 157	1, 123	278	10, 235	11,636	30, 256
千束	3, 146	751	100	3, 997	11, 362	1	67	11, 430	1, 036	204	7, 574	8, 814	24, 241
糀谷	2, 858	825	78	3, 761	12, 041	14	53	12, 108	699	203	6, 565	7, 467	23, 336
羽田	2, 430	765	66	3, 261	9, 870	30	35	9, 935	606	178	5, 141	5, 925	19, 121
六郷	4, 484	1,090	157	5, 731	17, 433	31	80	17, 544	1, 161	379	9, 917	11, 457	34, 732
矢口	2, 024	521	39	2, 584	8, 378	5	59	8, 442	557	165	5, 400	6, 122	17, 148
蒲田西	3, 441	2, 051	39	5, 531	14, 968	11	128	15, 107	531	191	6, 315	7, 037	27, 675
蒲田東	2, 412	1, 172	39	3, 623	9, 496	9	72	9, 577	538	112	3, 175	3, 825	17, 025
特別出張所小計	56, 750	17, 108	1, 693	75, 551	219, 975	312	1, 228	221, 515	15, 300	4, 108	131, 496	150, 904	447, 970
計	143, 472	83, 083	7, 883	234, 438	469, 468	711	1, 228	471, 407	27, 657	6, 243	188, 134	222, 034	927, 879
コンビニ ※2	2, 221	-	-	2, 221	24, 402	-	-	24, 402	-	-	13, 188	13, 188	39, 811
令和元年度計	145, 693	83, 083	7, 883	236, 659	493, 870	711	1, 228	495, 809	27, 657	6, 243	201, 322	235, 222	967, 690
30年度計	145, 864	81, 718	7, 398	234, 980	499, 981	680	1, 215	501, 876	28, 340	6, 518	207, 731	242, 589	979, 445
29年度計	148, 285	80, 825	7, 179	236, 289	504, 867	625	1, 261	506, 753	28, 223	6, 500	217, 280	252, 003	995, 045
※1 住民票記載	車項証明	戸籍の	附票の写	(1) 身分	証明書等及	776年	呈表示宝	施 証明 建华	なか会打				

^{※1} 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等及び住居表示実施証明書等を含む

表11

マイナンバーカード交付

内 容	元年度	30年度	29年度	28年度	累計	交付率
本庁舎	19, 924	18, 015	18, 947	42,008	98, 894	_
マイナンバーカードセンター	4, 123	1,870	_	_	5, 993	_
特別出張所	2, 082	3, 210	5, 142	25, 106	35, 540	_
合計	26, 129	23, 095	24, 089	67, 114	140, 427	19. 92%

^{*}マイナンバーカードセンターは、平成30年7月4日開設

- *特別出張所での交付は、馬込、雪谷、六郷特別出張所で実施(令和2年7月1日現在)
- *累計は、マイナンバーカード交付の開始(平成28年1月1日)からの交付枚数である。
- *交付率は、令和2年3月1日現在の人口(729,813人)に対する交付枚数率である。

^{※2} マイナンバーカードを使用して、全国のコンビニエンスストアなどから証明書の取得をした件数。

表12 令和元年度郵送請求による戸籍謄抄本、住民票等発行件数

種類		元年度	30年度	29年度	
種類	有料	無料	計	計	計
戸籍謄抄本	19, 316	19, 228	38, 544	37, 298	37, 895
除・改籍謄抄本	21, 598	25, 089	46, 687	44, 013	42, 241
受理証明等	182	4	186	154	160
住民票等*	47, 115	36, 085	83, 200	82, 376	83, 468
転出証明書	_	3, 087	3, 087	2,915	2, 943
計	88, 211	83, 493	171, 704	166, 756	166, 707

^{*} 住民票記載事項証明、戸籍の附票の写し、身分証明書等を含む。

表13

国籍、年齢別外国人住民人員

玉	籍	令和2年4月1日	平成31年4月1日	平成30年4月1日
1 中国		10,009	9, 599	8, 977
2 韓国		3, 535	3, 579	3, 507
3 フィリピン		2, 583	2, 491	2, 463
4 ネパール		2, 294	2, 293	2, 214
5 ベトナム		1, 932	1, 544	1, 332
6 米国		618	636	612
7 タイ		467	483	437
8 インド		368	300	282
9 インドネシ	ア	310	288	277
10 ミャンマー		269	269	252
11 ドイツ	11 ドイツ		238	268
12 朝鮮		219	237	265
13 ブラジル		218	209	186
14 英国		200	189	179
15 バングラデ	シュ	180	182	176
16 フランス		176	195	167
17 オーストラ	リア	112	100	90
18 カナダ		110	113	97
19 ロシア		110	107	99
20 マレーシア		109	111	106
21 その他の国	及び無国籍(※)	1, 344	1, 280	1, 176
	16歳未満	2, 416	2, 328	2, 170
計	16歳以上	22, 980	22, 115	20, 992
	計	25, 396	24, 443	23, 162

[※] 無国籍とは、法的にいずれの国の国籍を持っていない者を言う。

(2) 課税課

◆令和2年度特別区税当初歳入予算額 77,108,713 千円 (区一般会計の26.8%)

(区一般会計歳入予算額 287,387,462 千円)

I 特別区民税

- ◆令和 2 年度特別区民税歳入予算 72,177,807 千円
- (1) 納税義務者(特別区税条例第9条及び第26条、地方税法第294条第1項及び第318条)
 - 1月1日現在(賦課期日)
 - ① 区内に住所を有する個人
 - ② 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者
- (2) 申告(地方税法第317条の2第1項及び第317条の3第1項、取扱通知第2章第3節29及び30) 3月15日までに前年中の所得について申告する。

ただし、所得税法第2条第1項第37号の確定申告書を税務署に提出した者は、特別区民税の申告があったものとみなす。また、給与支払報告書の提出があるもの及び公的年金等支払報告書の提出があった者で報告書以外の所得を有しなかった者は申告義務が免除される。

(3) 徴収方法

[特別徴収] 給与等の支払者が従業員等の給与等から差し引いて納入するもの

・納税義務者数 304,298 人 ・特別徴収義務者数 68,341 件 (2 年度当初)

(元年度当初 295, 780 人、67, 524 件)

〔普通徴収〕 納税者本人が納付するもの

・納税義務者数 112,614 人(2年度当初) 6月10日納税通知書発付

(元年度当初114,971人)

[年金特徴] 年金保険者が公的年金から差し引いて納入するもの

納税義務者数 44,436 人 ・特別徴収義務者数 8 件 (2 年度当初)

(元年度当初44,095人、8件)

(4) 税 率

① 均等割額 5,000 円 (特別区民税 3,500 円、都民税 1,500 円)

② 所得割額 10% (特別区民税 6%、 都民税 4%)

<元年度特別区民税調定実績>

(単位:千円)

区分			均等割額	所得割額	合計	うち退職分離分
現年度	普通徴収		377, 011	18, 156, 052	18, 533, 063	
	特別徴収	現年度課税分	838, 285	43, 111, 635	43, 949, 920	657, 570
		前年度課税分	151, 216	8, 030, 070	8, 181, 286	
	特別徴収	合 計	989, 501	51, 141, 705	52, 131, 206	657, 570
	年金特徴	現年度課税分	110,633	1, 376, 046	1, 486, 679	
現年度台	計		1, 477, 145	70, 673, 803	72, 150, 948	657, 570
過年度			3,819	249, 712	253, 531	
合 計			1, 480, 964	70, 923, 515	72, 404, 479	657, 570

2年5月末現在

Ⅱ 軽自動車税

◆令和2年度軽自動車税(種別割・環境性能割)予算額 328,241 千円

◆賦課事務

納税義務者は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者

2年度 賦課期日4月1日現在課税台数原動機付自転車25,474件小型特殊自動車3,471件軽自動車41,444件合計70,389件

<元年度車種別調定実績> 2年5月末現在

種類	調定額:円	件数
原動機付自転車	57, 499, 200	26, 194
小型特殊自動車	20, 377, 400	3, 471
軽自動車	245, 058, 100	40, 597
合計	322, 934, 700	70, 262

◆登録・廃車事務

排気量 125CC 以下の原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車・変更事務を処理している (廃車事務は特別出張所も行っている。)。

排気量 125CC を越えるオートバイは、東京運輸支局、排気量 660CC 以下の軽四輪は、軽自動車検査協会へ登録・廃車等の調査確認を行う。

<元年度原動機付自転車、小型特殊自動車受付実績>

登録 4,138 件 変更 99 件

廃車 4,953件 (うち特別出張所 801件)

合計 9,190件

Ⅲ 特別区たばこ税

◆令和 2 年度特別区たばこ税予算額 4,588,933 千円 (現年売渡見込 783,701 千本)

(1) 課税標準売渡本数(2) 税率従量割

(3) 税額 1,000 本につき 5,692円(2年9月分まで)

6, 122 円(2 年 10 月分から)

令和元年10月分から旧3級品と旧3級品以外の税率が同税率になった。

<元年度実績>

課税標準(売渡本数) 2年5月末現在

	/		1 / / / / / - / -
旧3級品	旧3級品以外	合計:本	調定額:円
11. 841. 080	841, 059, 200	852 900 280	4 835 228 753

※課税標準は本法課税分の本数であり手持品課税は含まない。調定額には手持品課税分を含む。 ※元年9月分までの税額は、1,000本あたりにつき、旧3級品4,000円。

IV 入湯税

◆令和2年度入湯税予算額 13,732 千円

(1) 課税標準 入湯客数

1日1人あたり150円 (2) 税率

(3) 税額 入湯客数×税率

<元年度実績>2年5月末現在

調定金額(円) 入湯客(人)

15, 729, 450 104, 863

V その他の事務

◆納課税証明事務

2年度予算額 8,500,000円 (手数料:窓口交付分300円/件、コンビニ交付・1F交付機分250円/件) <元年度実績>有料件数

27,900件(8,370,000円) 窓口交付分 課税課分

> 481件(144,300円) 納税課分

> 戸籍住民課・出張所分 86,601 件(25,980,300 円)

コンビニ交付・1 F 交付機分 4,645 件(1,161,250 円)

◆臨時運行許可事務

2年度予算額 1,800,000 円 (手数料 750 円/件) <元年度実績> 1,861,500 円 (2,482 件)

VI 参 考

個人住民税の主な改正点(令和2年度)

ふるさと納税制度の見直し	令和元年 6 月 1 日以降に行ったふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附)については、総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に限り、特例控除の対象となります。
消費税率引上げを踏まえた 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)の見直 し	消費税率 10%が適用される住宅の取得等をして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に入居した場合に限り (新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は、延長規定あり)、現行の住宅ローン控除について、控除期間が 3 年間延長されます。その場合、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか少ない額となります。・住宅借入金等の年末残高(※)×1%・建物購入価格(※)×3分の 2%(2%÷3年)※年末残高、建物購入価格の限度額は、一般住宅の場合が 4,000 万円、認定住宅の場合が 5,000 万円です。

(3)納税課

I 特別区民税の収納状況

◆令和2年度特別区民税予算

区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率%
現年課税分	72, 564, 700	71, 808, 317	98.96
滞納繰越分	752, 628	369, 490	49.09
合計	73, 317, 328	72, 177, 807	98.45

◆特別区民税調定・収納の推移(収納実績)

年度	区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率%
27	現年課税分	65, 533, 492	64, 755, 322	98. 81
	滞納繰越分	2, 727, 965	1, 172, 471	42.98
	合計	68, 261, 457	65, 927, 793	96. 58
28	現年課税分	67, 204, 479	66, 561, 356	99.04
	滞納繰越分	2, 007, 026	988, 477	49. 25
	合計	69, 211, 505	67, 549, 833	97. 59
29	現年課税分	68, 337, 678	67, 757, 031	99. 15
	滞納繰越分	1, 416, 802	778, 177	54. 92
	合計	69, 754, 480	68, 535, 208	98. 25
30	現年課税分	70, 056, 490	69, 466, 814	99. 16
	滞納繰越分	1, 036, 775	564, 342	54. 43
	合計	71, 093, 265	70, 031, 155	98. 51
元	現年課税分	72, 404, 479	71, 761, 109	99. 11
	滞納繰越分	933, 868	532, 169	56.99
	合計	73, 338, 347	72, 293, 279	98. 58

[※]令和2年5月末現在

Ⅱ 収納事務

◆納付機会の拡充・利便性向上

(1) キャッシュレス納付の促進

スマートフォン等を利用したネットバンキングやクレジットカードによる納付が可能である。 令和3年度からはさらに納付手段を多様化していく。

	ネットバンキングによる納付	クレジットカード納付
対象となる税	特別区民税、軽自動車税	特別区民税、軽自動車税
利用機器	スマートフォン	スマートフォン、※パソコン

※軽自動車税のみ利用可能

(2) 口座振替制度の促進

- ・納付交渉時や納付案内センターによる納付勧奨におけるご案内、納税通知に口座振替依頼書を 同封するなど、機会を捉えて口座振替納付を勧奨する。
- ・モバイルレジロ座振替受付サービスについても区報等によりPRを進める。
- ・税週間や納付期限に合わせた懸垂幕・横断幕の掲出(本庁舎等)、区設掲示板へのポスター掲出など、計画的かつ積極的な広報活動を推進する。

<口座振替登録状況(普通徴収)>

			—				
		利用率	(元年度)	登録者数	(2年3月末)	登録者数	(元年3月末)
	特別区民税		53.78%		61,828 人		60,827 人
	軽自動車税		4.25%		2,081 人		1,923 人

◆納付相談

- ・納期限までに納税できない方に対して、徴収猶予の特例や分割納付などの納税方法についてご案 内するなど、納税者の生活状況を丁寧に聴取し、細やかな納付相談を行う。
- ・納付案内センターによる納付勧奨(電話・訪問)を実施する。
- ・夜間の時間帯及び土曜日に窓口を開設し、納付相談体制の充実を図る。

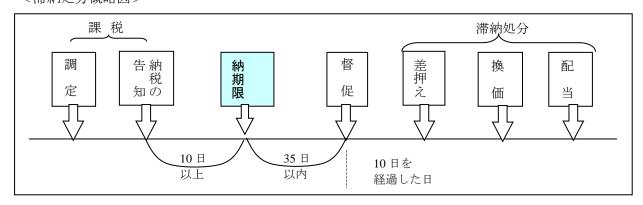
<夜間・土曜日の納付相談窓口>

夜間納付相談窓口:毎月第2・第4木曜日(6月期は第5木曜日も実施)/25回(年)

土曜納付相談窓口:10月期~3月期の第3土曜日 /6回(年)

◆滯納対策

・滞納している方の納付資力の判定や滞納処分執行のため、財産調査を実施する。調査等により生活状況や納付資力を判断し、納付困難者については執行停止を行う。財産判明した場合で、完納見込みの無い案件、納付の意思が確認できない案件については、差押等の滞納処分を実施する。 <滞納処分概略図>



Ⅲ 納税意識の啓発

- (1) 税務団体との連携
 - ・11 月の「税を考える週間」に合わせて、大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が作成した懸垂幕 及び横断幕「区民税・都民税納期内完納推進宣言・納付は口座振替で」を本庁舎、地域庁舎、特 別出張所等へ掲示
 - ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会、都税事務所と連携し、期限内納付に向けた街頭活動(ちらし等配布)を実施
 - ・大森・雪谷・蒲田納税貯蓄組合連合会が各税務署、都税事務所、区と協力して作成した税の広報 ポスターを区設掲示板等へ掲示
- ※納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法に基づき税の円滑な納付を目的として組織された団体。全国 規模で連合会が組織され、区内では税務署(大森・雪谷・蒲田)管内に各納税貯蓄組合連合会が ある。税の期限内納付に向けた取組み・啓発活動の他、租税教育の推進を行っている。

(2) 税のパネル展の開催

国税庁の「税を考える週間」(11月11日~17日)に合わせて、本庁舎1階北ロビーにて、税のパネル展を開催する。中学生の「税についての作文」優秀作品や税を分かりやすく説明するパネルの掲示、税情報コーナーの設置や税務相談等を実施する。

※「税についての作文」とは、納税貯蓄組合連合会及び税務署が、中学生の租税教育の一環として、 区内中学校を対象に「税についての作文」を募集し、優秀作品を表彰する事業。大田区において は、区長賞を選定・表彰している。

(4) 国保年金課

I 管理事務

◆国民健康保険運営協議会

令和2年度予算額:802千円 元年度支出額:361千円

国民健康保険の運営に関する重要事項に関して、区市町村長の諮問に対して審議する付属機関で ある。

<内容>

○ 委員の構成 被保険者代表 7 (7) 人

保険医・保険薬剤師代表 7(7)人

公益代表

7 (7) 人

被用者保険等保険者代表 3(3)人 計24(24)人、()内は定数

○ 委員の任期 3年

○ 委員の報酬 1回出席につき 15,000円

<元年度実績>

1回開催 (令和2年2月15日)

◆趣旨普及活動

国民健康保険制度の仕組み・内容・届出等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<内容>

- おおたの国保(制度全般の解説)
- 納入通知発送時及び加入時に被保険者証に同封
- 外国人向ガイドブック(英語・中国語・ハングル)

<元年度実績>

- おおたの国保(制度全般の解説) 納入通知発送時及び加入時に被保険者証に同封
- みんなの国保(各種手続きに関する説明等) 110,000枚 証一斉更新時に同封(隔年)
- 外国人向ガイドブック 2,200冊

◆国民健康保険事業費納付金

令和2年度予算額:21,352,600千円 元年度支出額:22,049,601千円

国保制度改革により東京都が国保財政運営の責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費 用は全額東京都が負担することとなった。東京都は、このために必要な費用に充てるため、区市町 村の医療費水準や所得水準に応じた国民健康保険事業費納付金を算定し、区はこれを納付する。

<内容>

○ 医療分納付金額(一般被保険者) 14,936,206,790円 ○ 医療分納付金額(退職被保険者) 1,000円

○ 後期高齢者支援金等分納付金額(一般被保険者) 4,571,385,057円

○ 後期高齢者支援金等分納付金額(退職被保険者) 1,000円

○ 介護納付金分納付金額 1,845,004,910円

Ⅱ 国保保健事業担当事務

◆保健推進事業

令和2年度予算額: 63,073千円 元年度支出額:50,769千円

平成30年3月に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、被保険者の健康課題分析や効果的な保健事業の実現に向けた「第2期データへルス計画」を策定した。被保険者の健康保持・増進のため、令和元年度は同計画に基づき、各種保健事業を実施した。

<対象>大田区国民健康保険の被保険者

<令和元年度実績>

○ 医療費通知関連委託 113,257通 4,841,030円

○ 夏季施設(区営プール) 9,569件 2,864,780円

(本庁舎及び特別出張所で配付)

○ はり、きゅう、マッサージ割引券 1,226件 2,894,679円

○ データヘルス事業 23,440,022円

・ジェネリック医薬品利用促進事業 41,825件

・糖尿病重症化予防事業 33人 (医師会及び事業所委託)

健診異常値放置者受診勧奨生活習慣病治療中断者受診勧奨協周病未治療者通知23人83人151人

・早期介入保健事業(スマホdeドック®)

申込者 148人、検査者 128人(対象者 1,407人)

○ 柔整適正化被保険者アンケート 発送数 1,200件、回収数 704件 554,322円

◆特定健康診査等事業

令和2年度予算額: 491, 218千円 元年度支出額: 459, 581千円

生活習慣病の根源となるメタボリックシンドロームとその予備群を早期発見するために、40歳以上の被保険者を対象に各医療保険者が実施する。(健康政策部健康づくり課に執行委任)

<負担割合>国1/3、都1/3、区(保険料)1/3

<対象>大田区国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上の者

<令和元年度実績>※速報値

○ 特定健康診査対象者数 100,683人

○ 特定健康診査受診者数うち人間ドック受診助成対象者35,961人 (受診率35.72%)745人 (受診率 0.74%)

○ 特定保健指導対象者数 2,498人

○ 特定保健指導実施者数(令和2年3月実施分まで) 132人 (実施率 5.28%)

Ⅲ 国保資格事務

◆被保険者の資格管理及び保険証交付事務

国民健康保険被保険者の疾病・負傷・出産及び死亡等における国保事業の適正円滑な運営のために、資格取得・喪失、被保険者証の交付等各種届出を受付け、処理し、国民健康保険被保険者の資格の管理を行う。併せて国民健康保険事業の基礎資料のため各種統計を作成している。

<対象>区内に住所を有する者は国保法第6条の適用除外(社保加入等)に該当しない限り本人の 意思に関わりなく被保険者となる。(強制適用)

<内容>

- 一般被保険者証と退職被保険者証、高齢受給者証を交付する。
- 保険料滞納者には、窓口に呼び出しをして納付相談の機会を増やすこと等を目的として、通常より有効期限が短い被保険者証(短期証)を交付している。

それでもなお納付をしないものには国保法第9条第3項及び第6項に基づく被保険者資格証明書を交付する。

〈資格取得〉転入・出生・社保離脱・生活保護廃止・その他 (職権回復等)

〈資格喪失〉転出・死亡・社保加入・生活保護開始・その他 (職権消除等)

<元年度実績>

- 資格取得 34,715世帯 資格喪失 40,005世帯
- 世帯数·被保険者数等(令和元年度平均)

世帯数 97,946世帯

被保険者数138,555人(一般被保険者数138,452人、退職被保険者数103人)

※被保険者証一斉更新(隔年実施) 次回は令和3年10月1日

◆国民健康保険料の賦課

平成30年度の制度改革により、東京都が、都内すべての医療費等を賄い、それに充てるための納付金を区市町村ごとに請求するとともに、区市町村がこの納付金を納めるために必要な水準である標準保険料率を示すことになった。区では、標準保険料率を参考に保険料率を決定する。

<内容>

令和2年度国民健康保険料= 医療分+後期高齢者支援金分 + 介護分 (すべての世帯) (40歳~64歳の加入者がいる世帯)

区分毎の額	=	所得割額	+	均等割額
医療分(限度額63万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の元年中所得額-33万円) ×7.14%	+	世帯の国保加入者数 ×39,900円
後期高齢者 支援金分 (限度額19万円)	=	世帯の国保加入者全員分 (加入者の元年中所得額-33万円) ×2.29%	+	世帯の国保加入者数 ×12,900円
介護分(限度額17万円)	=	世帯の40~64歳の国保加入者分 (加入者の元年中所得額-33万円) ×1.97%	+	世帯の国保加入者数 ×15,600円

IV 国保給付事務

◆療養の給付等

令和 2 年度予算額: 37, 609, 984千円 元年度支出額: 37, 817, 699千円

被保険者に係る疾病及び負傷に対し、国保法に基づく療養の給付を行うことで、社会保障及び国 民保健の向上に寄与する。

- <負担割合>都10/10 (保険給付費等交付金)
- <対象>大田区国民健康保険の被保険者

<内容>

- 療養給付費 被保険者が疾病・負傷で治療したとき、医療機関で一部負担金を支払い、残り は現物給付を行う。
- 療養費 保険証不携帯等のやむを得ない理由で療養給付費の現物給付が受けられなかったと きや、コルセット・接骨等に係る費用などについて、請求に基づき現金給付を行う。
- 審査支払手数料 診療報酬明細書の審査及び医療機関への支払等に係る処理について、東京 都国民健康保険団体連合会に委託し行う。

<元年度実績>

○ 療養給付費○ 療養費○ 審查支払手数料2,400,195件37,011,042,708円643,556,699円163,099,835円

◆高額療養費

|令和2年度予算額:5,339,681千円 元年度支出額:5,263,071千円

被保険者が医療機関等にかかり、1か月の自己負担金の額が1人につき一定額を超えるときなどは、その超えた分を高額療養費として支給する。

- <負担割合>都10/10 (保険給付費等交付金)
- <対象>大田区国民健康保険の被保険者
- <内容>同じ人が同じ医療機関で、1か月に支払った自己負担金が限度額を超えた場合、その超過分を支給する。

「多数該当」 同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合は、限度額が変わる。

[特定疾病] 血友病、HIV感染症、人工透析で治療を受けた場合、1か月の自己負担額は1万円又は2万円になる。

[合算対象基準額] 同じ世帯で、同じ月内に1医療機関で自己負担額が21,000円を超える場合が複数あるときは、これらを合算し、世帯の限度額を超えたとき支給する。

<元年度実績>

○ 支給件数 94,425件 5,263,071,105円

◆高額介護合算療養費

令和2年度予算額:5,610千円 元年度支出額:6,343千円

国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合に超えた分について「高額介護合算療養費」を支給する。

- <負担割合>都10/10 (保険給付費等交付金)
- <対象>大田区国民健康保険加入世帯で、自己負担が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合
- <内容>国保と介護保険の両方の自己負担を合算し、その年額の限度額を超えた場合、超過分を支給する。

<元年度実績>

○ 支給件数 196件 6,343,865円

◆その他の保険給付

令和2年度予算額:343,768千円 元年度支出額:308,758千円

- □ 移送費
- <負担割合>都10/10 (保険給付費等交付金)
- <対象>大田区国民健康保険の被保険者
- □ 結核 · 精神医療給付費付加給付
- <負担割合>都10/10 (保険給付費等交付金)
- <対象>大田区国民健康保険の被保険者で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第37条の2、障害者自立支援法第58条の適用を受ける者のうち非課税者又は非課税世 帯

結核・精神医療該当者 2,341人(2年3月末現在)

- □ 出産育児一時金
- <負担割合>保険料、区
- <対象>大田区国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に支給(妊娠85日以上) 一件あたりの支給額 420,000円
- □ 葬祭費
- <負担割合>保険料
- <対象>被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に支給 70,000円

<元年度実績>

\bigcirc	移送費	0件	0円
\bigcirc	結核 • 精神医療給付費付加給付	40,804件	49,778,272円
\bigcirc	出産育児一時金	473件	202, 420, 080円
\bigcirc	葬祭費	808件	56, 560, 000円

V 国保料収納事務

◆令和2年度国民健康保険料予算

区分	調定額:千円	収入見込額:千円	収納率%
現年分	17, 040, 734	14, 951, 539	87.74
滞納繰越分	3, 809, 229	827, 482	21.72
合計	20, 849, 963	15, 779, 021	75. 68

◆国民健康保険料調定・収納の推移

		14~1年45		
年度	区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率%
28	現年分	18, 617, 137	16, 325, 314	87.69
	滞納繰越分	5, 028, 614	955, 557	19.00
	合計	23, 645, 751	17, 280, 872	73.08
29	現年分	18, 314, 755	16, 165, 439	88. 26
	滞納繰越分	4, 708, 232	1, 078, 364	22. 90
	合計	23, 022, 987	17, 243, 803	74. 90
30	現年分	18, 105, 402	16, 208, 227	89. 52
	滞納繰越分	4, 314, 818	1, 037, 006	24. 03
	合計	22, 420, 220	17, 245, 233	76. 92
元	現年分	17, 594, 703	15, 627, 410	88.82
	滞納繰越分	3, 891, 506	1, 289, 969	33. 15
	合計	21, 486, 210	16, 917, 379	78.74

^{*}表示金額は区分ごとに単位未満切捨てのため、合計が合わない場合がある。

◆収納対策

(1) 期限内納付の促進

- ①マルチペイメントネットワークシステムを利用した口座振替登録の広報を強化する。また、委託事業者 を活用し、口座振替勧奨を実施し納期内納付の強化を図る。口座振替全期前納払いを向上させる。
- ②口座振替勧奨強化月間を設定して、原則口座振替制を推進する。
- ③区役所、出張所、金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店等の納付窓口や口座振替、年金特別徴収又は携帯端末を利用したモバイルレジ及びクレジット収納等多様な納付機会を提供する。

(2) 滞納整理の強化

- ①滞納ストップ強化月間の設定
- ②夜間勧奨、休日勧奨を実施し、納付勧奨及び納付相談を強化
- ③通訳タブレットの利用等により外国人区民に対しても納付相談の向上を図る。
- (3) 納付案内センターを活用して居住確認、資格喪失届出勧奨を実施し資格の適正化を図る。

(4)納付相談

納期限までに納付できない方に対し、細やかな納付相談を行い、状況に応じて分割納付や徴収の猶予等を実施する。

VI 後期高齢者医療資格事務

◆後期高齢者医療制度

令和 2 年度予算額: 138,715 千円 令和元年度支出額: 68,633 千円

○ 後期高齢者医療被保険者数(大田区 82,421人 令和2年3月31日現在)

(1)75歳以上被保険者数82,117人(2)障害認定被保険者数304人

(再掲) 1割負担被保険者数 69,768人

3割負担被保険者数 12,653人

後期高齢者医療保険料は、広域連合で決定する。 徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

○ 保険料の均等割軽減者数(令和元年7月1日現在)

8割軽減・・・ 15,601人 8.5割軽減・・・15,180人 5割軽減・・・ 6,980人 2割軽減・・・ 7,616人

徴収方法は区が決定し、被保険者へ通知する。

○ 普通徴収被保険者数 24,248人 (令和元年7月1日現在)

○ 特別徴収被保険者数 58,111人 (令和元年7月1日現在) 被保険者の希望により、保険料の納め方を、年金から保険料が差し引かれる特別徴収から、

普通徴収(口座振替)に変更している。

○ 4月からの特別徴収から口座振替への切替者数 3人

○ 6月からの特別徴収から口座振替への切替者数 7人

○ 8月からの特別徴収から口座振替への切替者数 2人

○ 10月からの特別徴収から口座振替への切替者数 208人

○ 12月からの特別徴収から口座振替への切替者数 16人

○ 2月からの特別徴収から口座振替への切替者数 19人

◆後期高齢者制度の広報

|令和2年度予算額: 1,265 千円 | 令和元年度支出額:1,265 千円 |

<内容>

後期高齢者医療制度の仕組み・内容等の周知を図り、被保険者の認識を高める。

<令和元年度実績>

○ 後期高齢者医療制度かんたんガイド(制度全般の解説) 10,000部

VII 後期高齢者医療給付事務

□ 療養の給付

<内容>

- 療養費 保険証不携帯等で療養給付費の現物給付が受けられなかった時や、輸血・コルセット・接骨等に係る費用などについて、申請に基づき支給する。
- 移送費 移動が困難な重病人が、医師の指示により、緊急的にやむを得ず病院又は診療所 に移送されたときに申請に基づき支給する。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額療養費の支給

<内容>1か月に支払った医療費の自己負担金が限度額を越えた場合、その超過分を高額療養費として支給する。

「自己負担限度額」(平成30年8月診療分から)

- 一般(1割) 外来18,000円、入院57,600円
 - *毎年8月1日~翌年7月31日の計算期間のうち、外来の自己負担額を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。
 - *入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円となる。

○ 3割負担者

現役Ⅲ 外来、入院+外来252,600円

*外来、入院+外来の医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。 また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の 限度額は140,100円となる。

現役Ⅱ 外来、入院+外来167,400円

*外来、入院+外来の医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。 また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の 限度額は93,000円となる。

現役 I 外来、入院+外来80,100円

*外来、入院+外来の医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算する。 また、入院時同じ世帯で、12か月の間に高額療養費が4回以上該当した場合、4回目以降の 限度額は44,400円となる。

○ 区分 I 、区分 II 外来8,000円、入院(区分 I) 15,000円、(区分 II) 24,600円※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 入院外来時の支給

<内容>

- 限度額適用・標準負担額減額認定証 発行件数 16,698件 区分 I、区分 II の被保険者の自己負担額及び入院した場合の食事代が減額適用になる。
- 限度額適用認定証 発行件数 5,836件 現役 I、現役 II の被保険者の自己負担額が減額適用になる。
- 特定疾病療養受療証 発行件数 212件

厚生労働大臣が指定する特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性 腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)で治療を受けた場合、医療機関 ごとに1か月の自己負担額が10,000円までになる。

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

□ 高額介護合算療養費の支給

<内容>医療保険(後期高齢者医療制度)と介護保険の両方の自己負担額の合計額が1年間(8月1日~翌年7月31日)に著しく高額になった場合、医療保険上の世帯単位において医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合、その超えた額を支給する。

[合算する場合の基準額] (平成30年8月から)

○ 3割負担者

現役Ⅲ 2,120,000円 現役Ⅱ 1,410,000円 現役Ⅰ 670,000円 ○ 一般(1割) 560,000円 ○ 区分Ⅱ 310,000円

※申請は大田区を窓口として受付し、東京都後期高齢者医療広域連合で給付を行う。

◆葬祭費の支給

令和 2 年度予算額: 337, 134千円 令和元年度支出額: 295, 093千円

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に70,000円の葬祭費を支給する。

<令和元年度実績>

葬祭費 4,207件

◆長寿健康診査

令和 2 年度予算額: 422, 263千円 令和元年度支出額: 373, 813千円

生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康保持・増進、介護予防などを目的の健康診査を行う。 <内容>

○ 健診項目

診察(問診・計測・血圧等)、血液検査、尿検査、大田区追加項目(心電図・胸部X線等)

<令和元年度実績>

健康診査 31,283件 健診率 38.14%

◆健康保持推進事業

令和2年度予算額:9,512千円 令和元年度支出額:8,471千円

被保険者の健康保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ等の割引券の支給等を行う。

<令和元年度実績>

○ はり、きゅう、マッサージ割引券 3,634件

Ⅷ 後期高齢者医療収納事務

◆令和2年度後期高齢者医療保険料予算

区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率%
現年 度 分	8, 798, 459	8, 687, 705	98.74
滞納繰越分	248, 266	79, 951	32. 20
合計	9, 046, 725	8, 767, 656	96. 92

◆後期高齢者医療保険料調定・収納状況

* (C)	CAMIL D RESIDENCE	ם של איני ווויאשי ביי ענייעון		
年度	区分	調定額:千円	収入額:千円	収納率%
28	現年分	7, 539, 512	7, 440, 019	98.68
	滞納繰越分	220, 905	64, 499	31.46
	合計	7, 760, 418	7, 504, 519	96.70
29	現年分	7, 844, 926	7, 737, 611	98.63
	滞納繰越分	242, 106	67, 631	27. 93
	合計	8, 087, 032	7, 805, 242	96. 52
30	現年分	8, 232, 488	8, 125, 185	98.70
	滞納繰越分	276, 748	70, 721	25. 55
	合計	8, 509, 237	8, 195, 906	96. 32
元	現年分	8, 543, 558	8, 452, 701	98.94
	滞納繰越分	291, 134	75, 906	26.07
	合計	8, 834, 692	8, 528, 608	96. 54

*表示金額は区分ごとに単位未満切捨てのため、合計が合わない場合がある。

◆収納対策

- (1) 収納計画を策定し、効率的な収納対策を実施
- (2) 新たな加入者への丁寧な制度の案内に努め、滞納に陥らないよう努めていく。
- (3) 普通徴収対象者への口座振替の勧奨
- (4) 金融機関、郵便局、区役所本庁舎、特別出張所窓口、コンビニ収納に加え、モバイルレジア プリを活用したネットバンキング、クレジット決済などの多様な納付機会の提供
- (5) 年間を通じた電話、訪問催告の実施
- (6) 納付相談、徴収猶予、納付交渉の機会の増



IX 国民年金事務

◆国民年金事務

令和2年度予算額:50,974千円 元年度支出額:22,881千円

国民年金は、全ての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な保険給付を行い、国民の共同連帯によって被保険者またはその遺族の生活の安定を図り、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている。

- <基礎年金の財源> 保険料、国庫負担金及び厚生年金保険
- <令和2年度国民年金保険料> 月額 16,540円 付加年金保険料 月額 400円
- <令和2年度老齢基礎年金額(満額の場合)> 年額781,700円
- <内容>

【法定受託事務】 (区市町村事務)

- ① 1号被保険者の資格に係る各種届出等の受理、高齢任意加入、特例高齢任意加入の受理
- ② 保険料免除、学生納付特例、付加保険料等の保険料に関する申し出の受理
- ③ 老齢基礎年金(第1号被保険者期間のみの受給権者)、障害基礎年金、遺族基礎年金その他の給付に関する裁定請求等の受理
- ④ 老齢福祉年金・特別障害給付金に係る各種届出等の受理
- 注) 第1号被保険者:日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者(厚生年金の被保険者及び共済組合等の組合員)、第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)を除く人

【協力・連携事務】(自治事務)

- ①国からの依頼に基づく被保険者情報の提供
- ②資格取得時の納付督励
- ③広報等

<元年度実績>

- 歳入 (国民年金事務費交付金) 収入額 147,217,193円 収入率 85.63%
- 歳出(国民年金事務費等) 執行額 22,881,824円 執行率 85.50%
- 加入被保険者数(元年度末)第1号被保険者数85,023人 任意加入者数 1,443人 計86,466人
- 第1号被保険者異動状況 (元年度末) 取得等 33,186件 転入8,044件 転出5,015件 喪失件36,287件
- 保険料免除等 (元年度末) 法定免除 5,850件 申請免除等 22,312件 計 28,162件 (免除率33.12%)
- 老齢給付受給権者数 (元年度末) 老齢基礎年金 149,847件 旧法年金 4,307件 計154,154件
- 短期給付受給権者数 (元年度末) 障害基礎年金 5,881件 遺族基礎・寡婦年金 192件 計6,073件
- 老齢福祉年金受給権者数 (元年度末) 9件(支給停止者を含む)

7 区民部におけるマイナンバー法への対応

平成25年度までの取り組み

平成24年度

内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間取りまとめ)」発表 ⇒部内で内閣官房・総務省のHP及びベンダーから情報収集開始

平成25年度

- 1 特別区住民基本台帳実務研究会代表者会にて「番号制度研究部会」の発足検討
- 2 ベンダーによる情報交換会実施(戸籍住民課、課税課、後期高齢)
- 3 特別区戸籍・住民基本台帳主管課長会による「番号制度説明会」開催 (戸籍住民課2名出席)
- 4 内閣官房が「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」発表
- 5 住基システム、税務システム改修にかかる要件定義・影響度調査(戸籍住民課、課税課)
- 6 PIA (特定個人情報保護評価) 体制・役割の検討、準備(戸籍住民課、課税課)
- 7 住登外者データへの対応検討(戸籍住民課、課税課)
- 8 他所属の住基ネット端末利用の可否検討(戸籍住民課)

【戸籍住民課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 PIA作業(全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表)
- 2 住基システム基本設計 (ベンダーへの委託)
- 3 番号制度に関する関係法令改正への対応
- 4 庁内における住基ネットデータの利用体制の検討・方針決定
- 5 住基カードの更新のあり方検討・方針決定
- 6 カード交付検討部会立ち上げ、個人番号カードの交付のあり方検討(交付場所等)・方針決定
- 7 窓口検討部会立ち上げ、戸籍住民窓口における業務内容の確認、対応検討 (新規作業発生の有無、本人確認、様式変更対応等)
- 8 住基システム改修完了

平成27年度

- 1 住基システム改修(番号利用対応、H27.4~H27.9)
- 2 個人番号付番、番号利用準備開始(H27.10~)
- 3 通知カード交付対応(H27.10~)
- 4 証明書コンビニ交付サービスに係るシステム構築、住基システム改修 (H27.9~H28.3)
- 5 住基システム改修(情報連携対応、H27.11~H28.3)
- 6 個人番号データ庁内連携開始(H28.1~)
- 7 個人番号カード交付開始(H28.1~)

平成28年度

1 証明書コンビニ交付サービス開始(住民票、印鑑登録証明書 H28.5~)

平成29年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始(住民票、印鑑登録証明書 H29.5~)
- 2 証明書コンビニ交付サービス開始(戸籍証明書、税証明書 H30.2~)

平成30年度

- 1 本庁舎でマイナンバーカード申請補助事業開始(H30.5~)
- 2 大田区マイナンバーカードセンター開設(H30.7~)

令和元年度

1 マイナンバーカードセンターでマイナンバーカード対応証明書交付機サービス開始 (R1.7~)

令和2年度

1 通知カード廃止 (R2.5)

【課税課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 要件定義(運用検討)
- 2 PIA作業(全項目評価書の作成、パブリックコメントの実施、評価、報告、公表)
- 3 税務システム基本設計 (ベンダーへの委託)
- 4 番号制度に関する関係法令改正対応
- 5 税務システムで保有する情報の整理

(住基ネットを利用した情報の収集及び検索の検討など)

6 税務事務窓口における業務内容の確認、対応検討 (新規作業発生の有無、様式変更対応等)

平成27年度

- 1 税務システム改修完了 (~H27.10)、運用テスト (H27.10~H27.12)
- 2 番号利用開始 (H28.1~)

平成28年度

1 国等との情報連携開始 (H29.1~)

平成29年度

- 1 自治体間での情報連携開始(H29.11~)
- 2 税証明書コンビニ交付サービス開始 (H30.2~)

平成30年度

1 特定個人情報所得情報一括照会開始(H30.10~)

【国保年金課】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施

平成27年度

- 1 PIA作業(国保・年金業務評価書の作成、評価、報告、公表)(H27.6~)公表はH27.10
- 2 公表は平成27年9月の予定
- 2 特定個人情報利用条例策定対応(H27.4~12)
- 3 個人番号の利用開始(H28.1~)

平成28年度

- 1 自治体間総合運用テスト開始 (H29.1~)
- 2 国保制度改革に伴う Р І А作業(国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表)

平成29年度

- 1 国保年金システム改修(三次※)(H29.4~)
- ※三次:特定個人情報連携照会機能のシステム改修(28年度未完了分)
- 2 情報提供ネットワークを活用した情報の照会・提供開始(H29.7~)

平成30年度

- 1 特定個人情報所得情報照会連携テスト (H30.5~6)
- 2 特定個人情報所得情報照会連携開始(H30.7~)
- 3 年金機構への個人番号提供に伴う P I A作業(年金業務評価書の修正、再評価、報告、公表)

令和2年度

1 オンライン資格確認等の運用開始に伴うPIA作業(国保業務評価書の修正、再評価、報告、公表)

【後期高齢医療担当】平成26年度以降の取り組み

平成26年度

- 1 業務別詳細影響影響調査の実施
- 2 関係法令改正に関する調査
- 3 業務フローの検討、データベース項目定義書
- 4 マイナンバー法導入に伴う全庁調査の実施
- 5 東京都後期高齢者医療広域連合との連絡調整
- 6 東京都後期高齢者医療広域連合におけるシステム改修説明会への出席

平成27年度

- 1 PIA作業(重点項目評価書の作成、評価、報告、公表) (H27.6~) 公表は平成27年9月の予定
- 2 後期高齢者医療システム改修対応
 - ・住記システムとの連携に伴うシステム改修(H27.9~)
- 3 広域連合標準システム改修(一次※)(H27.7~)
- 4 特定個人情報利用条例策定対応(H27.4~12)
- 5 個人番号の利用開始 (H28.1~)

平成28年度

- 1 広域連合標準システム改修対応(二次※) (H28.4~)
 - ※システム改修概要
 - 一次:個人番号をシステム画面上に表示する機能等、比較的簡便なシステム改修 個人番号をシステム内に保持するためのシステム改修
 - 二次:特定個人情報データ連携、バッチ処理等、重要な機能・処理に関わるシステム改修 市区町村システム(国保システム等)との連携に関わるシステム改修

平成29年度

1 自治体間での情報連携開始 (H29.7~)



2020 区民部事業概要

発行:令和2 (2020) 年7月

大田区区民部 戸籍住民課

〒144-8621

所在地:大田区蒲田 5-13-14

電話 : 03-5744-1182